

盛岡市議会災害時における対応の指針

1 指針策定の背景

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分、東日本大震災発災時、本市議会は教育福祉常任委員会開催中であつた。

長く続く激しい揺れと庁舎のきしむ音に、大きな被害の発生が容易に想像された。揺れが収まった後、委員会は直ちに散会し、各議員は地域において市民の安全確保と応急対応に当たったが、議会としての意思疎通に欠け混乱したという反省が残つた。

結果的に全国死者数 15,889 人[岩手県 4,673 人]、全国行方不明者数 2,609 人[岩手県 1,132 人]・(*平成 26 年 8 月現在、警察庁発表)となつた未曾有の大災害を、私たちは風化させてはならない。

さらに、平成 25 年 8 月の豪雨、9 月の台風により、市内各所で土砂災害や洪水被害が発生したほか、平成 26 年 4 月の玉山区における林野火災に見舞われ、本市においても想定外の規模の災害と被害が発生し得るという教訓を得た。今後は、これまで想定してこなかつた災害への対応が求められている。

本市議会は、東日本大震災以降、繰り返される自然災害の猛威と教訓を踏まえ、災害発生時には県都としての自覚と統一性を持って、的確に行動するため以下の基本姿勢に立つた取り組みを行うものとする。

2 基本姿勢

- (1) 当局が災害対応に専念できるよう必要な協力、支援を行う。
- (2) 国、県及び関係機関に対し、適時適切な要望活動を行い、当局の復旧・復興の取り組みを支援する。
- (3) 大規模災害においては、県都として被災自治体に対する支援も考慮し、広域的な視野に立って関係自治体の議会と積極的に連携を図る。
- (4) 議員、職員、庁舎自体も被災することが想定されることから、状況に応じて、速やかに通信手段の確保を図る。
- (5) 実際に災害が発生した際に、本基本指針に基づく対応が取れるよう、必要な訓練を実施する。

3 対応の基本方針

- (1) 議会は、必要に応じ当局の災害対策本部に最大限の協力を行う。
- (2) 議員は、自助の取り組みを推進するとともに市民の安全確保と応急対応に当たり、地域における共助の取り組みが円滑に行われるよう努める。
- (3) 議長は、議会が災害に関する情報を共有し、当局への情報提供を迅速かつ円滑に行うことができるようにするため、盛岡市議会災害対策会議（以下、災害対策会議という）を設置する。会派及び議員から当局に要望する場合は、緊急の場合を除き災害対策会議を経由し行う。

4 災害発生時の対応

(1) 初動期の対応（災害発生時から概ね24時間が経過するまで）

【災害発生時の議員の対応】

- ① 議員は、地域における被災者の安全確保、避難所への誘導等にできる限り協力するものとする。

【安否の確認及び情報提供】

- ② 議員は、災害が発生し、議会事務局から安否について問い合わせがあった場合には、議会事務局に対し、議員自らの安否を報告するものとする。ただし、通信手段の断絶等により上記の連絡が不可能なときはこの限りでない。
- ③ 議会事務局職員は、議長に、議員の安否、市内の被害状況及び当局の対応状況を報告し、議長の指示により議員に対し、市内の被害状況等の情報提供を行うものとする。

なお、情報提供を受けた議員は、当該情報を適切に取り扱うものとする。

【災害対策会議の設置】

- ④ 議長は、必要と認める場合は、必要な議員を招集し、災害対策会議を設置する。

(2) 初動期経過後の対応（災害発生時から24時間が経過後）

【災害発生時の議員の対応】

- ① 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議会事務局に情報を提供するものとする。また、地域の一員として避難所支援、災害情報の発信、被災者に対する相談・助言など共助の取り組みが円滑に行われるよう、できる限り協力するものとする。

【安否の確認及び情報提供】

- ② 議員は、議会事務局から安否について問い合わせがあった場合には、議会事務局に対し、議員自らの所在を報告し、以後の連絡体制の確立と維持に努めるものとする。

ただし、通信手段の断絶等により上記の連絡が不可能なときはこの限りでない。

- ③ 議会事務局職員は、当局の災害対策本部の情報を速やかに収集し、議長に報告のうえ、議長の指示により議員に対し、当局の災害対策本部の情報の提供を行うものとする。情報提供を受けた議員は、当該情報を適切に取り扱うものとする。

【災害対策会議】

- ④ 災害対策会議は、市本部からの要請事項についての対応、市本部への要望及び提言、国・県及び関係機関等に対する要望活動、その他議長が必要と認める事項を処理する。

盛岡市議会災害対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、盛岡市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、盛岡市災害対策本部（以下「市本部」という）が設置された場合に、これに協力し、連携した対応を行うため、必要があると認めるときは、災害対策会議を設置することができる。

2 議長は、災害対策会議を設置した場合は、市長に通知する。

3 議長に事故があるときは、副議長がこれを設置することができる。

(組織)

第3条 災害対策会議は、議長、副議長及び各会派等から選出された議員をもって組織する。

2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

3 副議長及び各会派等から選出された議員は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、副議長がその職務を代理する。

4 議長は、必要と認めるときは、その他の議員の参加を求めることができる。

(所掌事項)

第4条 災害対策会議の所掌事項は次のとおりとする。

(1) 被災情報を収集、整理し、市本部へ提供すること。

(2) 市本部からの要請事項についての対応に関すること。

(3) 市本部へ要望及び提言を行うこと。

(4) 国、県及び関係機関等に対し、要望活動を行うこと。

(5) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(災害対策会議の廃止)

第5条 議長は、次のいずれかに該当する場合において、災害の対策措置が講じられていると認めるときは、災害対策会議を廃止する。

(1) 市本部が廃止されたとき。

(2) 前号のほか、常任委員会等にその職務を引き継ぐことが適当と認められるとき。

(議会事務局の役割)

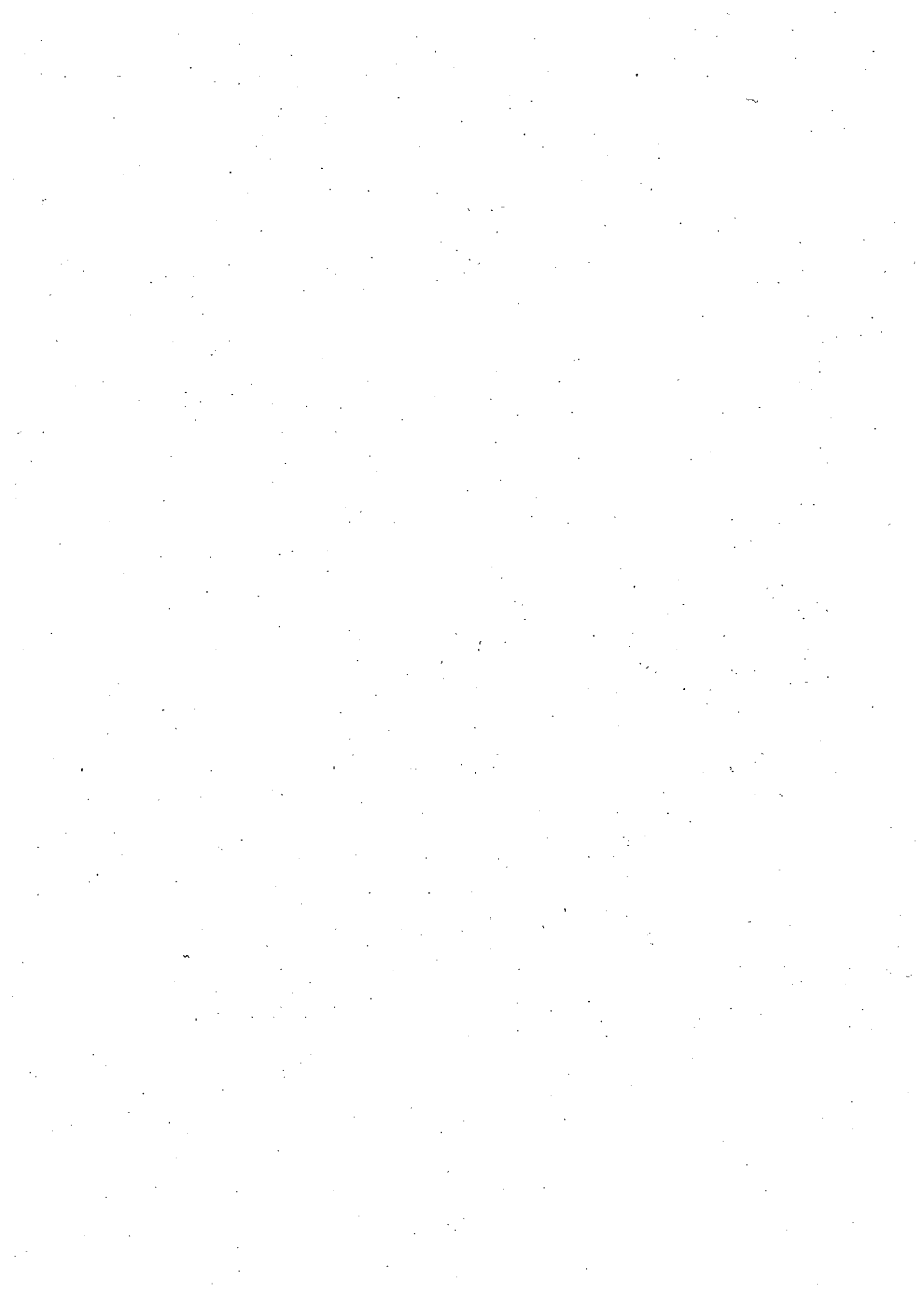
第6条 災害対策会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月30日から実施する。



会議中に緊急事態が発生した場合の対応について

(平成 26 年 12 月 1 日議会運営委員会確認)

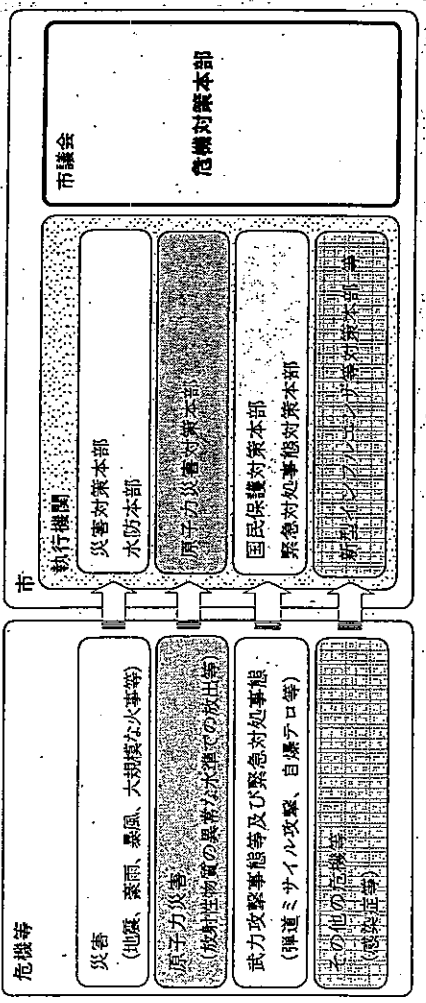
本会議又は委員会等の会議中に地震、火災、不審者の侵入等の緊急事態が発生した場合の対応については、次のとおりとする。

- 1 緊急事態が発生した場合の対応
議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会等の会議の休憩を宣告する。
- 2 緊急事態の状況の確認
議長又は委員長は、議会事務局の職員に指示し、緊急事態の状況を確認する。
- 3 避難誘導等の措置
議長又は委員長は、議会事務局の職員に指示し、避難等が必要と認められる場合は、傍聴者、議員又は委員及び市当局の職員を安全な場所へ誘導するとともに、必要に応じて、消防又は警察等の対応を求めるものとする。
- 4 安全が確認された場合の措置
議長又は委員長は、緊急事態が収束し、安全が確認された場合は、本会議又は委員会等の会議を再開する。
- 5 災害が発生した場合の措置
災害が発生した場合は、「盛岡市議会災害時における対応の指針」に基づいて、必要な措置を講ずることとする。

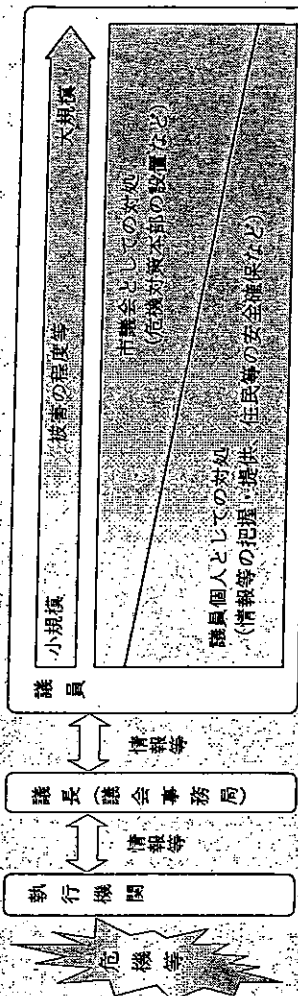


いわき市議会における危機対策について

1 危機等に対する本市の主な組織等



2 市議会における危機対応の基本的イメージ



※ 危機等に対処するために、執行機関が市災害対策本部第1配備体制などの体制を設置したときは、事務局職員は、勤務時間外でも発令する。

3 いわき市議会危機対策本部に関する要綱

1 本部の設置 (次のような場合に本部を設置することができる。)

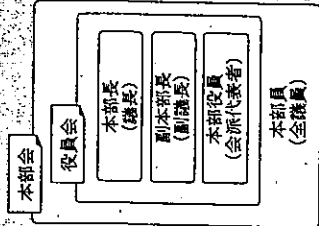
- (1) 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 市内に大津波警報が発せられたとき。
- (3) 原子力施設において市内に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が発生したとき。
- (4) 豪雨、暴風、大規模な火事等により市内に甚大な被害が発生したとき。
- (5) 弾道ミサイル攻撃等により市内に被害が発生したとき。
- (6) 市内に新型インフルエンザ等の感染症がまん延したとき。
- (7) その他議長が必要と認めるとき。

2 本部の所掌事務

- (1) 執行機関から情報の提供を受け、議員に情報提供を行うこと。
- (2) 議員から情報を収集し、執行機関に情報提供を行うこと。
- (3) 災害地、避難所等の調査を行うこと。
- (4) 国、県等又は執行機関に対し要望等を行うこと。
- (5) その他議長が必要と認める事項に関すること。

3 組織等

- (1) 本部は、全議員をもって構成し、全議員が本部員となる。
- (2) 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を統括する。
- (3) 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部に事故があるときは、その職務を代理する。
- (4) 本部役員は、会派(所属議員3人以上の会派)の代表者をもって充て、本部の事務に従事する。
- (5) 本部に本部員で構成する本部会を置く。
- (6) 本部に本部長、副本部長及び本部役員で構成する役員会を置く。



4 いわき市議会における危機対策に関する指針

1 危機等に関する情報の提供

- (1) 議長は、議員に危機等に関する情報を的確に提供する。
- (2) 議員は、地域における危機等に関する情報や住民の要望等を把握し、原則として議長(議会事務局)を通じて、執行機関に的確に提供する。

2 危機等への対応

- (1) 議員は、住民等の安全確保、住民等への執行機関の対応や被災状況等の情報伝達、市職員の手が届かない部分の支援や行政と住民等との調整を行う。
なお、情報の伝達については、誤った情報を伝えることがないよう信頼性を確認する。
- (2) 議員は、発令を要する際に、人命救助を必要とする事象に遭遇したときは、当該措置を優先する。

3 議員の安否確認

- (1) 議員は、常に議長(議会事務局)と連絡できる状態を確保する。
- (2) 議長は、状況に応じて、議員の安否を確認することとし、その方法は次によるものとする。
ア 議会事務局総務課から、議員に対して、安否を確認するメールを送信する。
イ メールを受信した議員は、無事、軽傷又は重傷のいずれかのうち、該当する状態を返信する。
ウ 議員は、必要に応じて、所在場所、把握している被災状況などを返信する。
- (3) 議員は、議長(議会事務局)からの安否確認がない場合においても、自らが一定程度負傷しているときは、その旨を議長(議会事務局)へ報告する。

4 会議中の対応

- (1) 議長、委員長等は、状況に応じて会議を休憩等し、避難が必要な場合には傍聴者及び議員を避難・誘導する。
- (2) 傍聴者の避難は、事務局職員が確認し、議長、委員長等へ報告する。
- (3) 議員の避難は、議員全員を招集する会議の場合には、会派の代表者が確認し、議長へ報告する。その他の会議の場合は、事務局職員が確認し、委員長等を経由して議長(議会事務局)へ報告する。



いわき市議会危機対策本部に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における危機又は危機事象（以下「危機等」という。）に対処するための本市議会の体制を整備し、もって本市の危機管理の推進を図ることを目的として、いわき市議会危機対策本部（以下「本部」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 議長は、次のいずれかに該当するときは、本部を設置することができる。

- (1) 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 市内に大津波警報が発表されたとき。
- (3) 原子力施設において市内に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が発生したとき。
- (4) 豪雨、暴風、大規模な火事等により市内に甚大な被害が発生したとき。
- (5) ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃等により市内に被害が発生したとき。
- (6) 市内に新型インフルエンザ等の感染症がまん延したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めるとき。

2 議長は、本部を設置したときは、直ちに議員及び市長に通知する。

3 議長に事故があるときは、副議長、議会運営委員会委員長、総務常任委員会委員長、市民福祉常任委員会委員長、文教経済常任委員会委員長、建設水道常任委員会委員長の順に、その職務を代理する。

(本部の所掌事務)

第3条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 執行機関から危機等に関する情報の提供を受け、本部員（次条第1項に規定する本部員をいう。以下この条において同じ。）に情報提供を行うこと。
- (2) 本部員から危機等に関する情報を収集し、執行機関に情報提供を行うこと。
- (3) 災害地、避難所等の調査を行うこと。

(4) 危機管理の推進について検討し、国、県等又は執行機関に対し要望等を行うこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、本部長（次条第2項に規定する本部長をいう。）が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第4条 本部は、全議員をもって構成し、全議員が本部員となる。

2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を総括する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 議長又は副議長に事故があるときは、第2条第3項に規定する者がその順位に従いその職務を代理する。

5 本部役員は、会派（交渉団体（所属議員3人以上の会派をいう。）に限る。）の代表者をもって充て、本部長及び副本部長を補佐し、本部の事務に従事する。

（本部会）

第5条 本部に本部会を置く。

2 本部会は、本部の事務について重要な事項を協議し、決定する。

3 本部会は、本部員で構成する。

4 本部会は、本部長が招集し、これを主宰する。

（役員会）

第6条 本部に役員会を置く。

2 役員会は、本部の事務について必要な事項を協議し、決定する。

3 役員会は、本部長、副本部長及び本部役員で構成する。

4 役員会は、本部長が招集し、これを主宰する。

（本部の解散）

第7条 本部長は、次のいずれかに該当するときは、本部会に諮り、本部を解散することができる。

(1) 危機等がおおむね終了したと認められるとき。

(2) 常任委員会等にその職務を引き継ぐことが適当と認められるとき。

2 議長は、本部を解散したときは、直ちに議員及び市長に通知する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から実施する。



いわき市議会における危機対策に関する指針

この指針は、市内における危機又は危機事象（以下「危機等」という。）に対する市議会又は議員の対処に関し、「いわき市議会危機対策本部に関する要綱」に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

なお、この指針において使用する用語は、いわき市危機管理指針（平成 19 年 12 月制定）において使用する用語の例によるものとする。

第 1 いわき市議会危機対策本部（以下「本部」という。）設置前の対処

1 危機等に関する情報の提供

(1) 議員への危機等に関する情報の提供

ア 危機等が発生したときは、議会事務局長は、執行機関から得た情報を速やかに議長及び副議長へ報告する。

イ 議長は、議員に対して、議会事務局長から受けた情報の的確な提供を行う。

(2) 議員からの危機等に関する情報等の提供

議員は、地域における危機等に関する情報や住民の要望等を把握し、議長（議会事務局）を通じて、執行機関に当該情報等の的確な提供を行う。

2 危機等への対処

(1) 議員個人としての対処

ア 議員は、地域における危機等に関する情報や住民等の要望等を把握し、議長（議会事務局）を通じて、執行機関に当該情報等の的確な提供を行うとともに、地域の支所等を中心に、住民等の安全確保等に努める。

イ 議員は、状況に応じて、執行機関の対処、市内各地の被災状況等の情報を住民等に伝達する。

住民等へ伝達する際は、誤った情報を伝えることがないよう情報の信憑性を確認するとともに、住民等が誤った解釈をすることがないよう注意する。

ウ 議員は、市職員の手が届かない部分の支援や行政と住民等との調整役としての活動を行う。

(2) 市議会としての対処

ア 議長は、状況に応じて、各派代表者会議等を招集し、本部の設置など、今後の市議会としての対処について協議、検討、決定する。

※ 議長に事故等があるときは、次の順にその職務を代理する。

危機等に関するその他の対処に関しても同様とする。

副議長 ⇒ 議会運営委員会委員長 ⇒ 総務常任委員会委員長
⇒ 市民福祉常任委員会委員長 ⇒ 文教経済常任委員会委員長
⇒ 建設水道常任委員会委員長

イ 議長は、各派代表者会議等において、市議会としての対処が必要であると判断されたときは、その事務を総括する。

ウ 各派代表者会議等が招集されるときなどの連絡方法は、ファックスを基本とするが、状況に応じて、電話、携帯電話（メールを含む。）、災害用伝言ダイヤル 171（暗証番号は利用せず、議員の自宅の固定電話の番号をキーとして、連絡内容を登録する。）、使送など、その時点において迅速かつ確実に連絡ができる最良と思われる方法とする。

エ 各派代表者会議等が招集される場合などにおいて、被招集議員自らが被災するなどし、出席等ができないときは、被招集議員は、議長（議会事務局）にその旨を報告するとともに、可能な範囲において地域における危機対処に従事することとし、代理出席の必要があるときは、その調整を行い、出席する議員を報告する。

オ 各派代表者会議等が招集される場合などにおいて、交通障害等が生じている場合であって、代理出席の必要があるときは、より短時間で出席できる議員が出席することとし、被招集議員は、出席する議員を議長（議会事務局）に報告する。

【参考】 徒歩による移動時間の目安

距離	1 km	5 km	10 km	15 km
時間	13 分	1 時間 3 分	2 時間 5 分	3 時間 8 分
距離	20 km	25 km	30 km	35 km
時間	4 時間 10 分	5 時間 13 分	6 時間 15 分	7 時間 18 分

※ 「不動産の表示に関する公正競争規約施行規則」に基づき算出。

カ 議員は、各派代表者会議等が招集される場合などにおいて、出席等をするときに、人命救助の措置を必要とする事態に遭遇したときは、当該措置を優先することとし、議長（議会事務局）にその旨を報告する。

3 議員の安否確認

- (1) 議員は、常に議長（議会事務局）と連絡できる状態を確保する。
- (2) 議長は、状況に応じて、議員の安否を確認することとし、その方法は次によるものとする。

ア 議会事務局総務議事課から、議員に対して、安否を確認するメールを送信する。

イ メールを受信した議員は、自身について、無事、軽傷又は重傷のいずれかのうち、該当する状態を返信する。

ウ 議員は、必要に応じて、所在場所、把握している被災状況などを返信する。

- (3) 議員は、議長（議会事務局）からの安否確認がない場合においても、自らが一定程度負傷しているときは、その旨を議長（議会事務局）へ報告することとし、その方法は次によるものとする。

ア 電話・携帯電話

議会事務局総務議事課

議会事務局携帯電話

イ 電子メール

議会事務局総務議事課

※ 市HP → 市議会「メールでのお問い合わせはこちらから」からも入力可。

ウ 災害用伝言ダイヤル 171

暗証番号は利用せず、議員の自宅の固定電話の番号をキーとして、安否の状況を登録する。

エ ア～ウいずれの方法も不可能なときは、その時点において最良と思われる方法。

(例) 地域の支所等に安否を連絡し、議長（議会事務局）への伝達を依頼するなど。

4 会議中の対処

(1) 議長、委員長等は、会議中に危機等が発生したときは、状況に応じて会議を休憩等するとともに、必要に応じて議員を待機させ、危機等への対処に向けた体制を整える。

(2) 議長、委員長等は、会議中に避難が必要となったときは、傍聴者及び議員を避難・誘導する。

ア 傍聴者の避難の確認と報告

会議を担当する職員は、傍聴者の避難の状況を確認し、議長、委員長等へ報告する。

委員長等は、会議を担当する職員から受けた報告を、議長（議会事務局）へ報告する。

イ 議員の避難の確認と報告

議員全員を招集する会議のときは、会派の代表者が、所属議員の避難の状況を確認し、議長へ報告する。

その他の会議のときは、会議を担当する職員が、会議の所属議員の避難の状況を確認し、委員長等を経由して、議長（議会事務局）へ報告する。

(3) 会議中に危機等が発生したときの避難の判断は、議長、委員長等が行う。

第2 本部設置後の対処

1 議長は、本部を設置したとき、又は解散したときは、直ちに議員及び市長に対し、次の様式によりその旨を通知する。

	○ 議 号 外
	○○○年○月○日
○○○○ 様	
	いわき市議会議長 ○○○○
いわき市議会危機対策本部の設置（解散）について（通知）	
このことについて、○月○日○時○分いわき市議会危機対策本部に関する要綱第2条第1項（第7条第1項）の規定に基づき、いわき市議会危機対策本部を設置（解散）したので、通知します。	

- 2 本部から議員への連絡方法は、ファックスを基本とするが、状況に応じて、電話、携帯電話（メールを含む。）、災害用伝言ダイヤル 171（暗証番号は利用せず、議員の自宅の固定電話の番号をキーとして、連絡内容を登録する。）、使送など、その時点において迅速かつ確実に通知等ができる最良と思われる方法とする。
- 3 議員は、本部が設置された後は、本部の事務に従事するほか、本指針を準用して対処する。

第3 留意事項

- 1 危機等が発生したときは、指針どおりに行動できないことも想定されることから、本指針を基本としたうえで、対処する。
- 2 危機等が発生したときは、執行機関においては、短時間に様々な対処が求められるとともに混乱が予想されることから、議会事務局を情報の授受の窓口とするとともに、執行機関に対する要望等についても議会事務局において一元化して実施する。
- 3 危機等に対する市議会としての事務（会議を含む。）に従事するときは、防災活動等に支障のない服装を基本とし、各自の判断でヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、個人用の飲料水等を携行する。

附 則

この指針は、平成25年11月1日から実施する。



越谷市議会における災害発生時の対応要領

代表者会 平成23年9月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、越谷市において地震等の災害が発生したときに、越谷市議会が越谷市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 越谷市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により市対策本部が設置された場合、これに協力するため、越谷市議会内に越谷市議会災害対策支援本部（以下「本部」という。）を設置することができる。

(本部の構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を総括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部役員は、各会派の代表をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部の事務に従事する。

5 本部員は、本部長、副本部長及び本部役員を除く全ての議員をもって充て、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

(本部の任務)

第4条 本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 議員の安否等の確認を行うこと。

(2) 市対策本部から災害情報の報告を受け、各議員に情報提供を行うこ

と。

- (3) 災害情報を収集・整理し、市対策本部に提供すること。
- (4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- (5) 必要に応じて国・県等への要望を行うこと。
- (6) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

(議員の対応)

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 本部より情報の提供を受けること。
- (3) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて本部へ報告すること。
- (4) 各地域における活動に協力すること。
- (5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

(議会事務局の対応)

第6条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、本部へ情報提供を行う。
- (2) 事務局職員は、本部の業務に従事する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

大規模地震発生時の行動マニュアル〈越谷市議会〉

1. 議員の自覚

議員は、大規模地震の発生を覚知した場合、災害状況を把握し、個人の判断に基づき行動する。

2. 初動時の参集及び活動基準

議員は、自宅付近の被害状況及びテレビ・ラジオ等の情報により判断し、「越谷市議会における災害発生時の対応要領」及び次の基準に基づき行動する。なお、越谷市議会災害対策支援本部が設置された場合は、本部の指示に基づき行動する。

震 度	参 集 基 準
・震度5弱以上	本部長及び副本部長は、市役所へ参集する。 本部役員は、被害状況の確認等、個人の判断に基づいて行動し、本部長から指示があった場合には、市役所へ参集する。
・震度5強以上	本部長、副本部長及び本部役員は、市役所へ参集する。 本部員は、被害状況の確認等、個人の判断に基づいて行動し、本部長から指示があった場合には、市役所へ参集する。

(参考：被害事例)

震度階級	状 況
震度4	ほとんどの人が驚く。座りの悪い置物が、倒れることがある。
震度5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
震度5強	物につかまらなると歩くことが難しい。固定していない家具が倒れることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。
震度6弱	立っていることが困難になる。耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
震度6強	はわないと動くことができない。耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。
震度7	耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。

3. 参集及び活動時の留意事項

(1) 服装、携行品

防災活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具、メモ帳等必要な用具等をできるかぎり携行する。また、個人用として、食料、飲料水等を携行する。

(2) 交通手段

原則として徒歩、自転車、バイクを利用する。

(3) 緊急措置

火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇した時は、人命救助等適切な措置をとる。

(4) 被害状況等の収集

各議員は、被害状況や災害状況の情報収集を行う。

台風等風水害時の対応マニュアル〈越谷市議会〉

代表者会 平成23年11月22日制定

台風等の風水害により、市の災害対策本部が設置された場合、議員及び議会事務局は次のとおり対応する。

なお、越谷市議会災害対策支援本部が設置された場合には、本部の指示に基づき対応するものとする。

- 1 事務局長は、市の災害対策本部が設置された旨を議長・副議長に連絡する。
- 2 連絡を受けた議長・副議長は、速やかに市役所に参集し、待機する。
- 3 市の災害対策本部から提供された災害情報等は、本部員である事務局長から議長・副議長に報告のうえ、随時、各議員に情報提供を行う。
- 4 各議員が地域で収集した情報は、議長（事務局）に報告する。
- 5 報告された情報は、議長・副議長が整理し、必要に応じて市の災害対策本部に提供する。

大津市議会BCP(業務継続計画)

平成28年3月

(第2版)



目次

1. 業務継続計画の必要性と目的	- 1 -
2. 災害時の議会、議員の行動方針	- 2 -
(1) 議会の役割	- 2 -
(2) 議員の役割	- 2 -
3. 災害時の市との関係	- 3 -
4. 想定する災害	- 4 -
5. 業務継続の体制及び活動の基準	- 5 -
(1) 業務継続（安否確認）体制の構築	- 5 -
① 議会局の体制	- 5 -
ア 議会局職員の行動基準	- 5 -
イ 議員への安否確認方法と確認事項	- 11 -
② 議会の体制	- 12 -
ア 議会災害対策会議の設置	- 12 -
イ 議員の基本的行動	- 13 -
ウ 発生時期に応じた議員の行動基準	- 13 -
エ 対策会議などの指揮・命令系統	- 15 -
(2) 行動時期に応じた活動内容の整理	- 17 -
① 行動形態	- 18 -
② 行動基準	- 19 -
③ 議員の参集方法など	- 21 -
(3) 審議を継続するための環境の整理	- 23 -
① 庁舎の建物・設備	- 23 -
② 通信設備	- 23 -
③ 情報システム	- 23 -
④ 備蓄品などの確保	- 24 -
6. 情報の的確な収集	- 25 -
(1) 地域の災害情報の収集など	- 26 -
(2) タブレット端末の活用	- 26 -
7. 議会の防災計画と防災訓練	- 27 -

(1) 地域の災害情報の収集など	- 27 -
(2) 議会の防災訓練.....	- 27 -
8. 計画の運用	- 28 -
(1) 議会BCPの見直し	- 28 -
(2) 見直し体制.....	- 28 -
(3) 携帯ハンドブック	- 28 -
9. 計画の体系図.....	- 28 -
(1) 時系列にみる基本的行動パターン.....	- 28 -

別添様式1 議員安否確認表

別添様式2 情報収集連絡表

安否状況確認カード

安否確認等のメール雛形

資料

大津市議会BCP策定に係る政策検討会議のメンバー

政策検討会議の会議の経過

議会BCPの見直し(改正履歴)

1. 業務継続計画の必要性と目的

平成23年3月の東日本大震災を契機として、震災前には関心が薄かった業務継続計画（Business Continuity Plan 以下「BCP」という。）の策定が地方自治体にも広がりを見せつつある中、併せて、当該震災時において専決処分が乱発されるなど、二元代表制の一翼である議会の基本的な機能が果たされなかった経緯と教訓から、議会においても市が策定する地域防災計画やBCP以外に、議会独自のBCPの策定の必要性がクローズアップされてきたところである。また、本市においても平成24年に南部地域において豪雨災害が発生した際には、全市レベルでの大規模災害に備えて、議会として、また議員としての何らかの行動指針の必要性が感じられたところである。これらのことから、大規模災害などの非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図るため、必要となる組織体制や議員の行動基準などを定めた大津市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定するものである。

2. 災害時の議会、議員の行動方針

(1) 議会の役割

議会は、議事・議決機関として予算、条例、重要な契約などについて、市の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックし、また、市の重要な政策形成において地域特性や多様な市民ニーズを反映するなど重要な役割を担っており、このことは平常時、非常時を問わない。すなわち、議会は、大規模災害が発生した非常時においても、機能停止することなく、定足数に足る有効な議決ができる会議を開催する中で、この機能を維持しなければならないのである。そのために様々な災害の時期や程度を想定し、それに対応する体制を整えなければならない。加えて復旧・復興において住民代表機関として、大きな責務と役割を担うものである。

(2) 議員の役割

議員は、合議制としての議会が基本的な機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本である。しかし、議員は災害時にあっては、特にその初期を中心に議会の機能とは別に、被災した市民の救援や被害の復旧のために、非常の事態に即応した地域の一員としての活動を果たす役割が求められることも事実である。議員は、議会機能を維持するという根幹的な役割を十分に認識する中で、地域活動などに従事する役割を担うものである。

3. 災害時の市との関係

災害時においては、災害対応に実質的かつ主体的に当たるのは危機・防災対策課をはじめとする行政の関係課であり、議会は主体的な役割を果たすわけではない。議事・議決機関としての役割が基本であり、その範囲で災害に対応することが基本となる。このことを踏まえ、特に災害初期においては、市では職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、議員の情報収集や要請などの行動については、その状況と必要性を見極め、市の職員が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮が必要である。一方で、議会が自らの役割である監視牽制機能と審議・議決機能を適正に実行するには、正確な情報を早期に収集しチェックを行うことが必要である。そのため議会と市は、それぞれの役割を踏まえて、災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え災害対応に当たる必要がある。

4. 想定する災害

議会 BCP の対象とする災害は、次のとおりとする。これは災害時において議会が果たすべき役割や行動については、市の災害対応と極めて高い関連性を有し、相互に補完する形であることから、市において地域防災計画に基づく災害対策本部、国民保護計画に基づく緊急事態連絡本部や市国民保護対策本部（以下「災害対策本部等」という。）が設置される災害基準を概ね準用するものである。

災害種別	災害内容
地震	・震度 5 強以上の地震
風水害	・台風、暴風、豪雨、洪水、土砂災害などで局地的又は広範囲な災害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの
その他	・自然災害のほか、大規模火災などの大規模な事故、原子力災害、新型インフルエンザなどの感染症、大規模なテロなどで、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの

5. 業務継続の体制及び活動の基準

(1) 業務継続（安否確認）体制の構築

非常時においても議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、その機関を構成する議員の安全確保とその安否確認がスタートになる。このスタートを迅速かつ的確に行うことが、議会の機能維持にとって非常に重要であり、組織として安否確認を中心とした業務継続体制を構築する必要がある。また、この体制は議会と議会局の双方において構築し、それぞれが明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

① 議会局の体制

市において、災害対策本部等が設置された場合には、議会局の職員（以下「議会局職員」という。）は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務（以下「非常時優先業務」という。）に当たるものとする。なお、災害が勤務時間外に発生した場合においては、あらかじめ参集を指名されている議会局職員（第1次参集者）は、災害情報を把握次第、速やかに議会局に参集し非常時優先業務に当たらなければならない。なお、参集にあつては、当該議会局職員やその家族の被災、当該議会局職員の住居の被害などにより参集できないおそれがあることから、2班体制（第2次参集者）を整えるものとする。

ア 議会局職員の行動基準

(イ) 災害が勤務時間（8時40分～17時25分）内に発生した場合

議会局職員は、速やかに自身の安全を確保し、自身の安全確保を行った上で家族の安否確認を行う。その後、速やかに非常時優先業務に当たる。

（本会議又は委員会開催中）

本会議又は委員会開催中における非常時優先業務は、まず、議長又は委員長の指示に基づき、議員及び傍聴者の避難誘導に当たり、その後、速やかに議員の安否確認を行う。安否確認は、安否状況確認カードを活用するなど迅速に行う。また、これらに備え会議における議長及び委員長の非常時対応マニュアル（口述書）を作成する。

（休会又は閉会中）

休会又は閉会中における非常時優先業務は、まず、来庁議員の安否確認を行い、次に全議員の安否確認を行う。その後、その他の非常時優先業務を行う。

(ロ) 災害が勤務時間外（ハの休日を除く。）に発生した場合（平日夜間のケース）

議会局職員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、自身と家族の安全確保を行った上で、

住居の被害状況を確認する。第1次参集者（第2次参集者にあつては、第1次参集者からの連絡後）は、速やかに議会局へ参集し非常時優先業務に当たる。その他の議会局職員は、議会局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保しておく。

（ハ） 災害が休日（土曜・日曜・祝日）に発生した場合

議会局職員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、自身と家族の安全確保を行った上で、住居の被害状況を確認するとともに、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。第1次参集者（第2次参集者にあつては、第1次参集者からの連絡後）は、速やかに議会局へ参集し非常時優先業務に当たる。その他の議会局職員は、議会局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、自宅での待機や地域での支援活動などに従事する。

議会局職員の非常時優先業務

- 来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援
- 職員の安否確認
- 議会局の被災状況の確認と執務場所の確保
- 議会局の電話、パソコンなどの情報端末機器の稼働の確認
- 議員の安否確認
- 議会災害対策会議の設置
- 市の災害対策本部等との連絡体制の確保
- 災害関係情報の収集・整理、議員への発信
- 電気、水道などインフラの確認
- 議場、委員会室などの建物の被災状況の確認と会議場所の確保
- 議場、委員会室の放送設備の稼働の確認
- 報道対応など

議会局職員の参集基準（参集者、参集時間、参集方法など）

災害種別	参集者	参集時間	参集方法	服装	携帯品
地震	第1次参集者 5名 局長 次長 議会総務課長 議会総務課総務係長 議事調査課長 ※次長が課長を兼務する場合又は課長職の者が不在の場合は、当該所属の次の職位の者とする	防災メールによる災害情報確認後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集	公共交通機関が利用できないことを想定し、原則、徒歩にて参集	作業服を基本に、ヘルメット、防災靴を着用するなど自身の安全を確保できる服装 冬季は防寒対策を行う	タブレット端末（所持者）携帯電話、筆記用具、飲料水、3日分の食料、軍手、マスク、着替えなど ※サイバルローラーバックを活用
	第2次参集者 4名 議会総務課2名 議事調査課2名	第1次参集者から連絡を受け、速やかに参集			
風水害	同上	あらかじめ必要な災害情報の収集が可能であり、参集体制が確保できることから、参集に必要な情報確認後、速やかに参集	公共交通機関が利用できないことを想定し、徒歩での参集を基本に、道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通用具にて参集	同上	同上
		第1次参集者から連絡を受け、速やかに参集			
	局地	同上	あらかじめ必要な災害情報の収集が可能であり、参集体制を確保できることから、参集に必要な情報確認後、速やかに参集 （災害場所の情報収集に努め、必要に応じて第2次参集者に事前に連絡）	災害場所や道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通用具にて参集	同上

			第1次参集者から連絡を受け、速やかに参集			
その他	同上		防災メールによる災害情報確認後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集	同上	同上	同上
			第1次参集者から連絡を受け、速やかに参集			

- ◇ 第1次参集者と第2次参集者は、公共交通機関が途絶することを想定し、基本、徒歩にて本庁まで参集が可能な者から指名する。
- ◇ 第1次参集者は、自身や家族の被災などにより参集できない場合や、参集途上での救命活動などにより参集できなくなった場合には、あらかじめ指名された第2次参集者にその旨を連絡し、第2次参集者が参集する。
- ◇ 参集途上、被災者の救命が必要となった場合には、当該救命活動を優先する。
- ◇ 議会局職員間の連絡は、議会局の緊急連絡網に基づき携帯電話、メールなどにより連絡する。
- ◇ 参集途上適宜、災害情報を収集する。
- ◇ 一人が継続して48時間を越えて災害対応に当たることのないよう、議会局の交替勤務体制を整え健康管理に留意する。
- ◇ 「検討課題」 現在、議会局職員は市の災害対策本部等の組織体制に組み込まれており、災害対策本部等の指揮命令下にある。情報の共有や連携体制の観点からは必要であるが、初動支所班や情報班の職員を議会局から選出していることについては、災害対策本部等における組織体制の見直しが必要である。
 - ⇒ 平成26年4月から組織体制が見直され、議会局からは本部員として局長のみの選出となった。

参集者の初期対応の流れ（勤務時間外）

災害種別	地震（震度5強以上）	風水害（台風、暴風、洪水、土砂災害など）
参集	<p>突発的な災害であり、災害情報も無く、事前に参集している職員はいない。</p> <p>市の災害対策本部が設置された場合に、第1次参集者（5名）が参集する</p>	<p>予め災害に備える体制として、警報発令時には2号体制で1名の職員が議会局に参集している。</p> <p>市の災害対策本部が設置された場合には、当該職員に加えて、第1次参集者（5名）が参集する</p>
初期対応事項	<p>第1次参集者は、局長の指示に従い次の非常時優先業務に当たる。その優先順位は、次のとおり</p> <p>① 庁舎（議会局）の被災状況及び情報端末機器等の確認</p> <p>② 災害対策会議の設置場所の決定</p> <p>③ 災害対策会議のメンバーへの参集指示（雛形①）</p> <p>④ 議員の安否確認（雛形②及び正副議長にはメールに加えて電話でも確認）</p> <p>⑤ 職員の安否確認（雛形③）</p> <p>⑥ 市の災害対策本部との連携など（災害情報の収集）</p>	<p>2号体制で参集している職員は、第1次参集者の参集を待たずに速やかに、次の非常時優先業務に当たる</p> <p>① 災害対策会議のメンバーへの参集指示（雛形①-1）</p> <p>② 議員の安否確認（雛形②及び正副議長にはメールに加えて電話でも確認）</p> <p>③ 職員の安否確認（雛形③）</p> <p>第1次参集者は、市の災害対策本部との連携など非常時優先業務に当たる</p>
災害対策会議のメンバーへの参集指示	<p>災害対策会議は、市の災害対策本部の設置後、速やかに設置することになっているが、地震の場合には、庁舎（議会局）の被災状況等の確認が必要なことに加えて、予め議会局職員が参集していないことから、その参集指示は、第1次参集者が参集し、被災状況を確認した後に行う</p>	<p>風水害では、庁舎（議会局）に大きな被害が無いと考えられること、また、予め職員が2号体制により1名参集していることから、その参集の指示は、第1次参集者を待たず、市の災害対策本部の設置後、速やかに行う</p>
議員及び職員の安否確認	<p>議員及び職員の安否確認は、まずはメール（雛形）で行う。返信が無い場合には、携帯電話又は固定電話で確認する。なお、確認された内容は、議会局に備える冊子（大津市議会 BCP 関係綴）に議員及び職員ごとに整理する</p>	

災害対策
会議の運
営

災害対策会議の運営は、次の要領で行う

- ・開催場所 第1委員会室、議長室又は議場
(庁舎(議会局)が被災した場合は、別に定める場所)
- ・司会 局長
- ・議事進行 議長
- ・報告事項 市の災害対策本部における災害情報、議員と議会局職員の安否情報等
- ・協議事項 全議員の参集の有無・時期など
- ・その他
 - ・記録 会議の内容は、要点筆記で記録する
 - ・写真 会議の状況を、記録写真として残す
 - ・会議を議場で行う場合には、大型スクリーンを活用する

・次第(例)

第 回議会災害対策会議

日時：平成 年 月 日

: から

場所：

1. ○○○について (報告)
(仮) 市の災害対策本部における災害情報について
2. □□□について (協議)
(仮) 全議員への参集の有無について
3. その他

イ 議員への安否確認方法と確認事項

(イ) 議会局の情報通信端末が使用できる場合

議会局のパソコンなどから議員の携帯メール・タブレット端末に一斉送信、返信のない場合は、議会局の固定電話から議員の携帯電話や固定電話に連絡する。なお、議長と副議長については、携帯メール・タブレット端末への送信に加えて、直接電話により安否を確認する。

(ロ) 議会局の情報通信端末が使用できない場合

議会局職員の携帯メールなどから議員の携帯メール・タブレット端末に一斉送信、返信のない場合は、議会局職員の携帯電話などから議員の携帯電話や固定電話に連絡する。なお、議長と副議長については、携帯メール・タブレット端末への送信に加えて、直接電話により安否を確認する。

(ハ) 議会局と議会局職員の情報通信端末が全て使用できない場合

※「検討課題」 通信機器が全てダウンすることを想定し、衛星電話や防災無線など議会独自の連絡体制を確保する必要がある。

安否確認事項

別添様式1「議員安否確認表」に基づき次の内容を確認する。

- 議員とその家族の安否状況
- 議員の所在地
- 議員の居宅の被害状況
- 議員の参集の可否と参集が可能な時期
- 議員の連絡先（家族などの連絡先）
- 地域の被災状況

※来庁している議員の安否確認は、安否状況確認カードを活用する。

② 議会の体制

ア 議会災害対策会議の設置

議会は、災害時において、災害初期から議会機能を的確に維持するため市の災害対策本部等の設置後、速やかに大津市議会災害対策会議（以下「対策会議」という。）を設置し、災害対応に当たるものとする。対策会議は、議長と副議長、各会派の代表者で構成し、議会としての意思決定を行うに当たっての事前調整・協議の場としての役割を担うものとし、設置基準は次のとおりとする。

（議会災害対策会議）

構成員	議長	副議長	各会派の代表者
役職	委員長	副委員長	委員
主な任務	対策会議を設置し、会議の事務を統括する	委員長を補佐し、委員長が欠けた場合には、その職務を代理する	委員長の指示のもと、次の任務に当たる <input type="checkbox"/> 対策会議の運営に関すること <input type="checkbox"/> 議員の安否に関すること <input type="checkbox"/> 議員の参集に関すること <input type="checkbox"/> 本会議、委員会の開催に関すること <input type="checkbox"/> 本会議、委員会の協議事項などに関すること <input type="checkbox"/> 災害情報の収集などに関すること <input type="checkbox"/> 市の災害対策本部等との連携に関すること <input type="checkbox"/> その他、災害対応に必要と考えられること

災害種別	設置・解除の時期	設置場所	委員の参集時間	会議運営
地震	市の災害対策本部等の設置後、速やかに設置し、当該本部等の解除をもって解除する	議会局 (第1委員会室、議長室又は議場)	議会局から参集場所等の指示を受けた後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集する	会議の進行は、委員長が行う 協議事項は、委員長が決定する

風水害	全域	同上	同上	市の災害対策本部等の設置確認後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集する	同上
	局地	同上	同上	同上	同上
その他		同上	同上	同上	同上

※ 対策会議の議員の参集方法、服装、携帯品は、議員の参集基準と同様とする。

イ 議員の基本的行動

議員は、災害時には、速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行い、自身と家族の安全が確保された段階で次の活動を行うものとする。なお、議員としての立場（非代替性）を踏まえて、活動に当たらなければならない。そのため、議員の消防団及び自主防災会などにおける活動については、消防団及び自主防災会などの活動の必要性と役割について十分理解するところであるが、その活動の性格上、災害時における議員の役割や活動との競合が予想されることから、原則として一構成員である団員又はメンバーに留め、消防団の団長、副団長、分団長、副分団長、学区自主防災会の会長などの役職には就かないものとする。

- ◆ 対策会議からの参集指示があるまでは、地域の一員として市民の安全確保と応急対応など地域における活動に積極的に従事する。
- ◆ 地域活動などを通して、市が拾いきれない地域の災害情報などを収集する。
- ◆ 対策会議からの参集指示に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保しておく。
- ◆ 対策会議の議員は、対策会議が設置された場合には、上記に関わらず対策会議の任務に当たる。

ウ 発生時期に応じた議員の行動基準

(イ) 災害が会議（本会議・委員会）中に発生した場合

議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会し、議会局職員に対し、避難誘導その他安全確保のための指示をするものとする。議員は、速やかに自身の安全を確保し、自身の安全確保を行った上で被災者がある場合にはその救出・支援を行う。次に、家族の安否確認を行うとともに、今後の対応の指示があるまで議会において待機するものとする。

(ロ) 災害が会議時間外（夜間、土曜、日曜、祝日、休会日など）に発生した場合（議員が市内にいる状態）

議員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、自身と家族の安全確保を行った上で被災者がある場合にはその救出・支援を行う。対策会議の議員は、議会局へ安否の報告を行うとともに、参集し対策会議の任務に当たる。その他の議員は、議会局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、自宅待機又は地域での支援活動や災害情報の収集※に当たる。

(ハ) 災害が議員が市内にいない時に発生した場合

議員は、速やかに自身の安全を確保し、自身の安全確保を行った上で家族の安否の確認を行うとともに、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。対策会議の議員は、議会局へ安否の報告を行うとともに、参集し対策会議の任務に当たる。その他の議員は、議会局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、速やかに市内に戻り、自宅待機又は地域での支援活動や災害情報の収集に当たる。

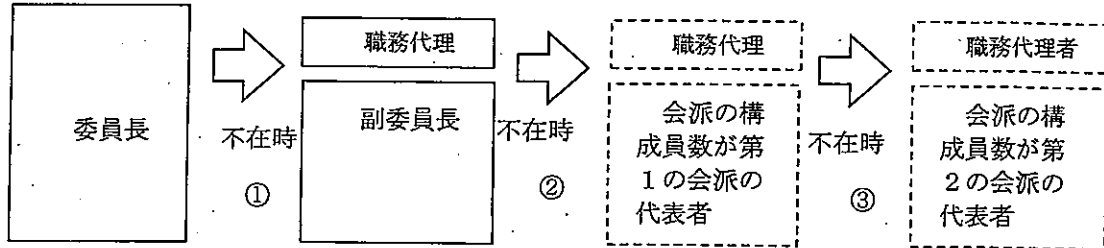
※災害情報の収集

災害情報は、別添様式2「情報収集連絡表」に記載することを基本に、タブレット端末などを活用し災害現場の写真などを議会局に報告（タブレット端末・メール・FAX）する。

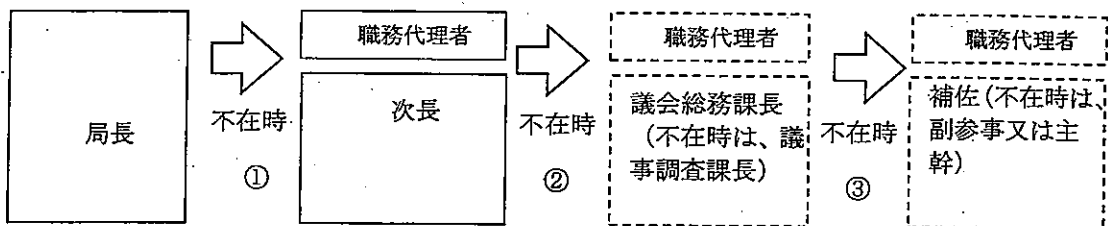
エ 対策会議などの指揮・命令系統

対策会議と議会局においては、委員長（議長）と局長の不在などの場合に備えて指揮・命令の順位を次のとおり定めるものとする。

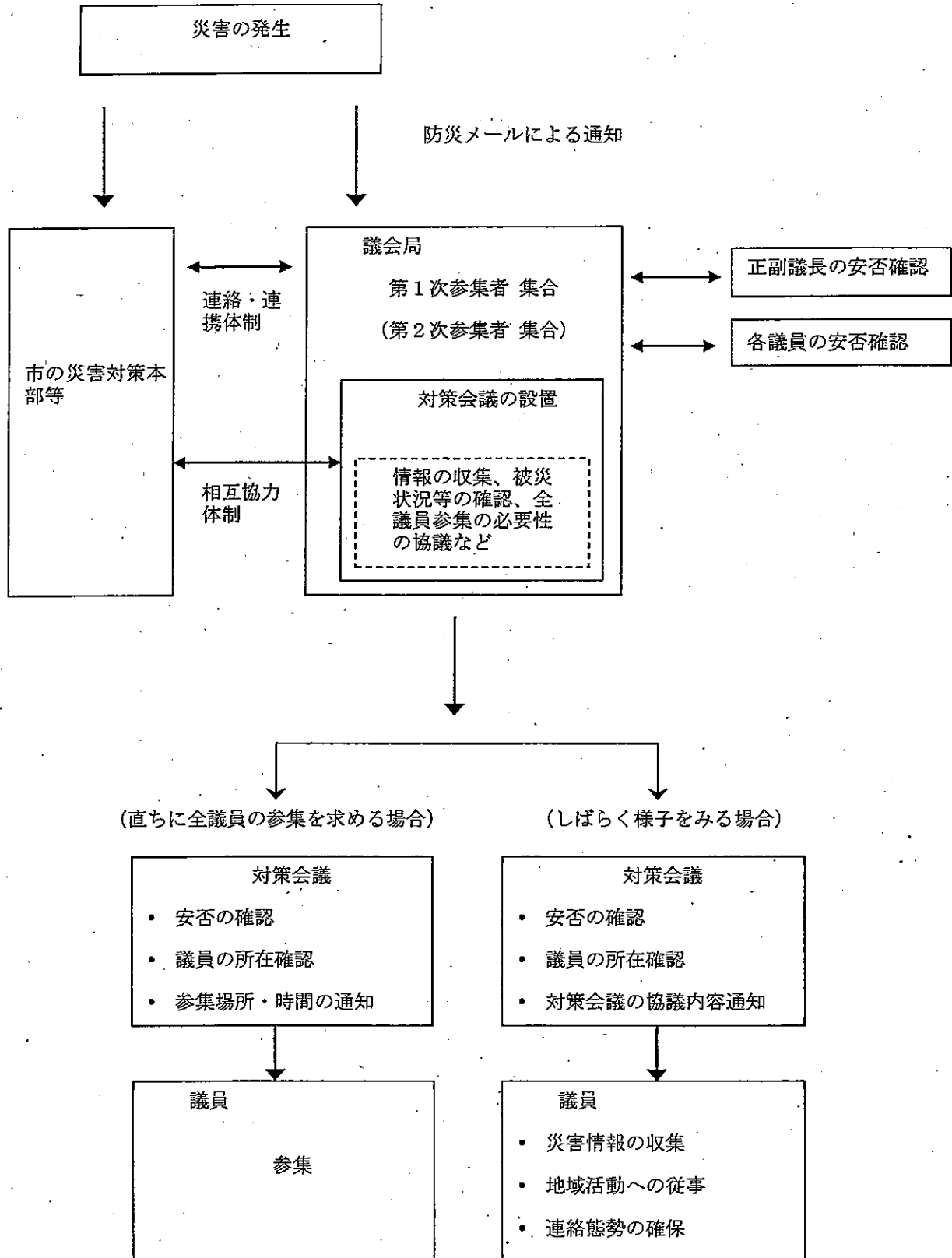
対策会議 委員長不在時の代理者



議会局 局長不在時の代理者



(災害時の議会・議会局の行動の流れ)



(2) 行動時期に応じた活動内容の整理

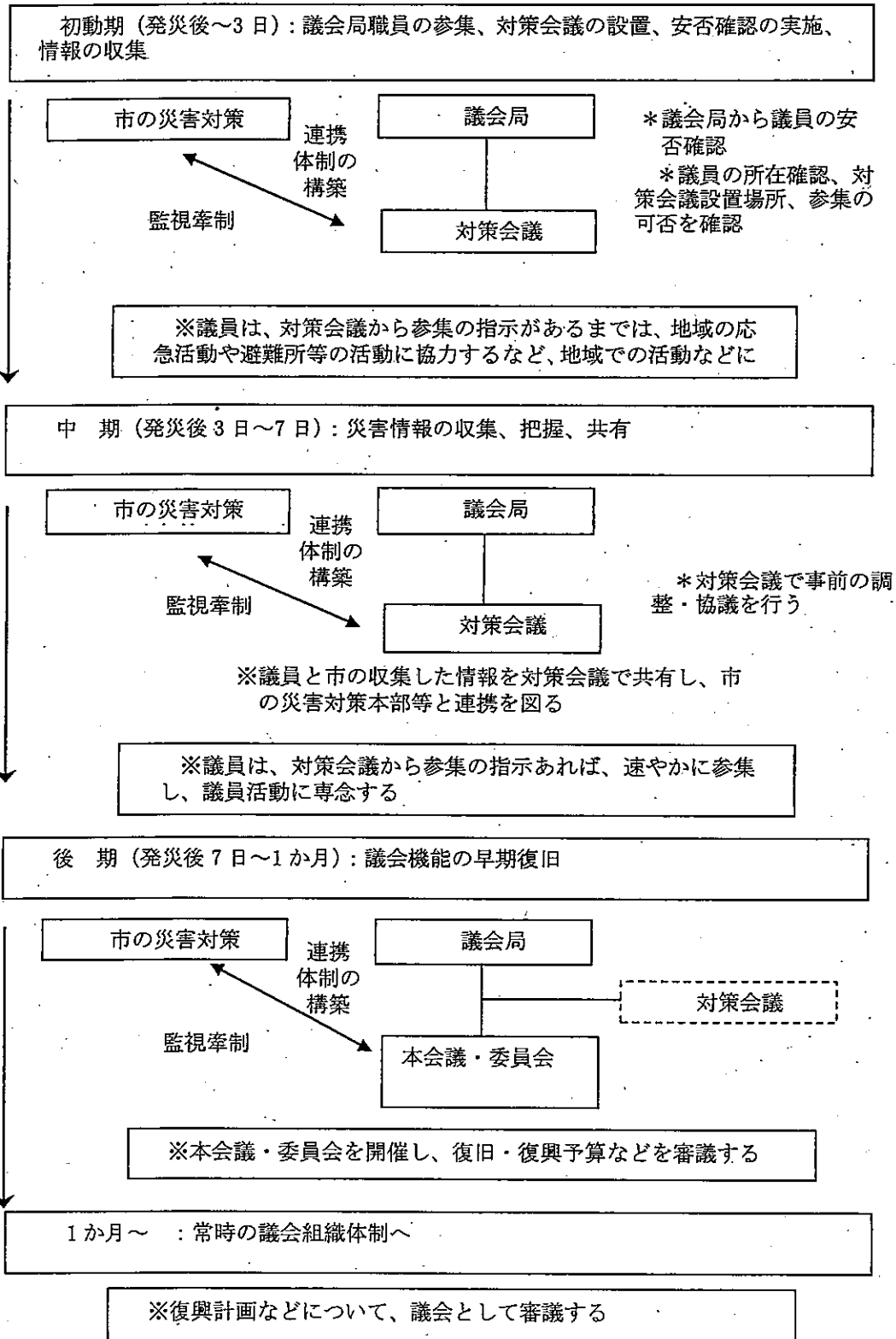
災害時においては、発災からの時期に応じて求められる行動や役割は大きく変化することから、それぞれの時期（初動期、中期、後期）に応じた行動形態や行動基準を定めることは重要であり、災害が休日・夜間に発生した場合を基本的行動パターンとして整理するものである。なお、後期から平常時に移行していく段階では、災害の程度に応じて市において復興計画の策定が考えられるところであるが、当該計画においてはより議会の責任を明確にする観点からも、議会の議決に付すべき事件に加えるなどの検討が必要である。

※平成27年4月 議決事件に追加（大津市議会会議条例第6条の2）

① 行動形態

(災害が休日・夜間に発生した場合の基本的行動形態)

災害時の行動形態は、次のとおりとする。



② 行動基準

(災害が休日・夜間に発生した場合の基本的行動基準)

議会局職員、対策会議、議会・議員の行動基準は、次のとおりとする。

地震編			
時 期	議会局職員の行動	対策会議の行動	議会・議員の行動
【初動期】 災害発生 直後 24時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報の確認 ・ 自身と家族の安全確保 ・ 第1次参集者又は第2次参集者は、議会局へ参集 ・ 議会局の被災状況の確認(対策会議の場所決定) ・ 議員の安否確認 ・ 職員の安否確認 ・ 対策会議の設置 ・ 議会局の情報端末機器の確認 ・ 市と連絡体制確保 ・ 電気、水道の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策会議の設置 ・ 災害関係情報の収集 ・ 市の災害対策本部等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自身と家族の安全確保 ・ 議会局に安否報告
24時間 48時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の安否確認 ・ 職員の安否確認 ・ 議場、委員会室などの被災状況の確認 ・ 議場、委員会室の放送設備の確認 ・ 対策会議の運営 ・ 災害関係情報の収集 ・ 報道対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の安否などの情報整理 ・ 情報を収集し、全議員招集の有無を協議 ・ 市の災害対策本部等と情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策会議からの指示があるまでは地域活動 ・ 災害関係情報の収集 ・ 地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力

48時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策会議の運営 ・ 災害関係情報の収集・整理・発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報を収集し、全議員招集の有無を協議 ・ 市の災害対策本部等と情報の共有 ・ 議会運営事項の協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策会議からの指示があるまでは地域活動 ・ 災害関係情報の収集 ・ 地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力 ・ 対策会議からの指示に即応できる態勢の確保
72時間			
【中期】 3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策会議の運営 ・ 災害関係情報の収集・整理・発信 ・ 議会再開に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報を整理し、全議員招集の有無を協議 ・ 議会運営の再開準備（開催場所、議案などの協議） ・ 災害初動対応の進捗状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策会議からの指示を踏まえて行動 ・ 地域での災害情報、意見、要望などの収集 ・ 地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力 ・ 対策会議からの指示に即応できる態勢の確保
7日			
【後期】 7日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策会議の運営 ・ 議会再開に向けた準備 ・ 通常業務に移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本会議、委員会の開催準備 ・ 復旧工事などの確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策会議からの指示により、議員活動に専念 ・ 本会議、委員会の開催 ・ 議決事件の審議・議決 ・ 復旧活動に関する国・県への要望などの検討 ・ 復興計画の審議 ・ 通常の議会体制へ移行
1か月程度			

※「検討課題」 風水害、その他の災害においても、地震編の行動基準に準拠した行動が可能であるが、適宜、応用すべき内容や変更すべき事項などについて明記をしていくことが必要である。

③ 議員の参集方法など

議員は、対策会議から参集の指示があった場合には、自身と家族の安全を確保した上で速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の被災、住居の被害により参集できない場合には、その負傷などの対応後に参集するものとし、また、参集が不可能な場合には、必ずその旨を報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておくものとする。

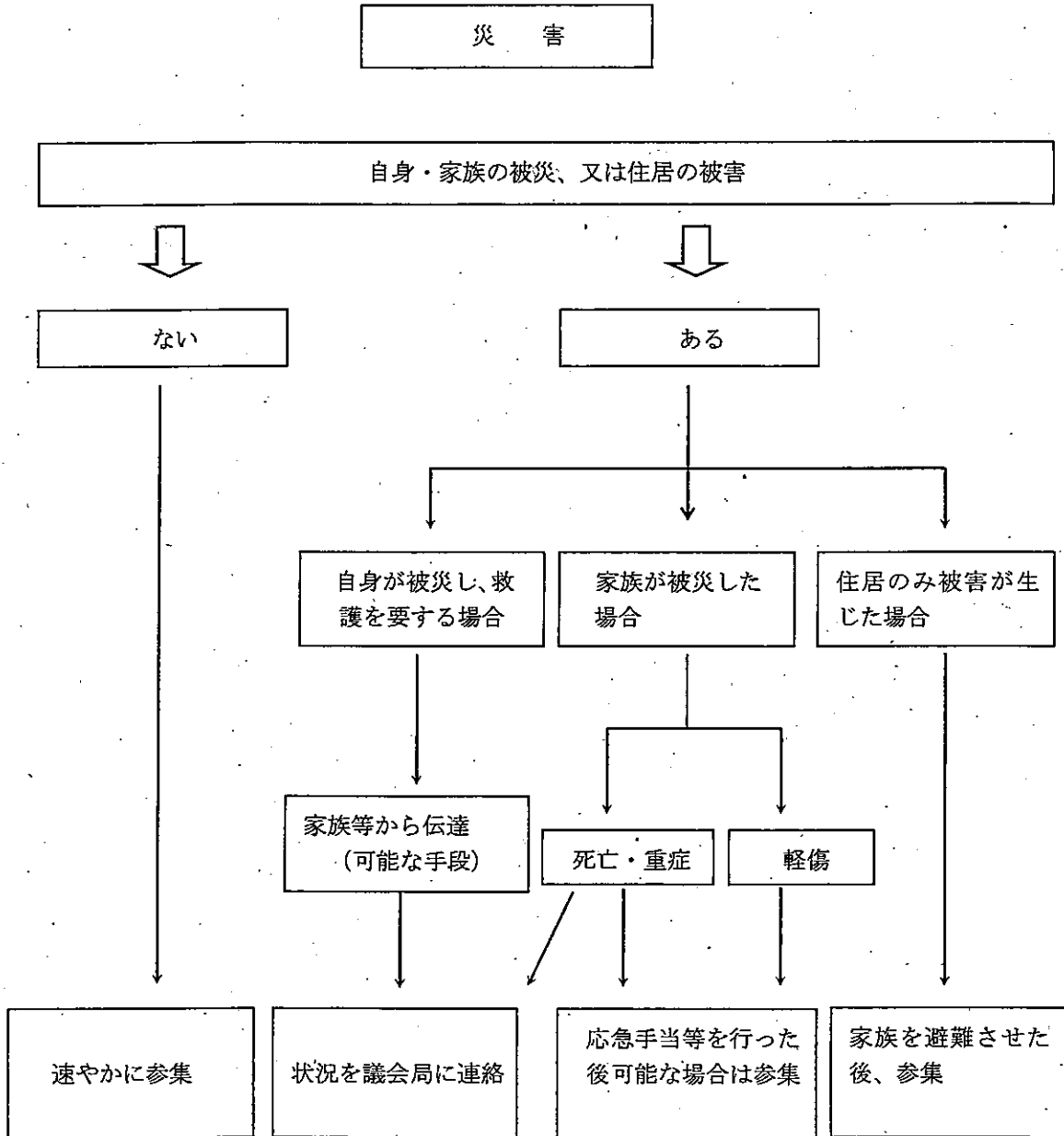
議員の参集基準

災害種別	参集方法 (手段)	参集場所	服装	携帯品
地震	公共交通機関が利用できないことを想定し、徒歩での参集を基本に、道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通用具にて参集	本庁が被災していない場合 ⇒ 議会局(本館3階) 本庁が被災した場合 ⇒ 対策会議が指示する代替施設・場所	防災服、ヘルメット、防災靴の着用を基本に、自身の安全を確保できる服装 冬季は防寒対策を行う	携帯電話、タブレット端末、筆記用具、飲料水、3日分の食料、軍手、マスク、着替えなど ※サバイバルローラーバックを活用
風水害	全域	同上	同上	同上
	局地	災害場所や道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通用具にて参集	同上	同上
その他	同上	同上	同上	同上

※ 参集途上、被災者の救命が必要となった場合には、当該救命活動を優先する。この場合、直ちに議会局に報告する。

※ 参集途上、参集に支障のない可能な範囲で災害情報を収集する。

※参集時の判断基準



議員は、自身が被災することも想定し、災害時における自身の行動形態や議会局との連絡事項などについて、その伝達方法などを含めて家族間で定め情報を共有しておく必要がある。

(3) 審議を継続するための環境の整理

災害によって本庁舎の施設や設備の機能が制限される状況において、議会の機能を維持するためには、必要となる資源の現状と課題を踏まえ、必要な資源の確保に向けた措置(対応)が必要である。

① 庁舎の建物・設備

議会局、議場、委員会室のある本館は、昭和42年に建築されており新耐震基準を満たす建物ではなく(平成22年に生存空間を確保するための耐震補強を実施)、給排水・空調設備においても、経年劣化が進んでいることから、大規模な地震においては、建物の全部又は一部に被害が発生するとともに、設備機能が停止するおそれが高い。そのため、本館が使用できなくなることを前提に、新耐震基準を満たす施設・場所を代替施設として確保することが必要である。例えば、本会議や委員会を開催できる機能を備えた施設・場所として、議会とパートナーシップ協定を締結している大学のホールや教室、また災害協定を視野に市内のホテルなども考えられるところであるが、根本的には新耐震基準を満たす施設の建設や改修という物理的かつ金銭的な課題を有しており、議会単独での措置は現実的ではない。そのようなことから、まずは新耐震基準を満たす施設として、庁舎新館の会議室などを代替施設(議会局の参集場所、対策会議の設置場所)として使用することについて、更には、庁舎近隣の公共施設である市民文化会館や歴史博物館のホールや会議室などの使用(会議の開催場所)について、市と協議する必要がある。

※新館7階の特別応接室について、利用の無い場合には代替施設として使用(危機・防災対策課と協議)

② 通信設備

現在、議会局には、災害時優先電話は配置(分配)されておらず、一般回線による固定電話のみであることから、災害時においては、その利用の集中・輻輳により、また回線の遮断などにより使用が著しく困難になるおそれが高い。そのため、まずは議会にも災害時優先電話の配置(分配)について、市と協議を進め配置するとともに、衛星電話や防災無線などを確保する必要がある。

※平成26年4月 災害時優先電話配置

③ 情報システム

現在、議会局では会議録検索システムと議員報酬システム、議員経歴管理システムの3システムを保有している。その管理については、議員報酬システムと議員経歴管理システムは

市のネットワークシステムを介さず議会局で管理し、会議録検索システムは市のネットワークシステムの中で管理をしている状態であるが、3システムはいずれも市のバックアップ体制によりデータの復旧は確保されている。(ICT 部門の業務継続計画を策定)。しかし、庁舎間のネットワークが断線した場合には、会議録検索システムが一時的に利用できなくなる可能性がある。市の他のシステム管理との関連性から議会単独での措置は難しいところであるが、ネットワーク回線の二重化などの対策が必要である。

④ 備蓄品などの確保

阪神・淡路大震災の例では、災害発生4日経過後頃から救援物資の流通が軌道に乗り始めたことから、3日間分の非常用食料・飲料水を備蓄するのが基本的な考え方となっている。しかしながら、現在、市の地域防災計画では、市民を対象に1日分の食料しか確保されていない状況である。また、議会においても議員と議会局職員を対象とした食料などの備蓄品は確保していない。災害によっては、議員と議会局職員は、数日間議会に滞在し、継続的に業務に従事することが想定されることから、計画的に備蓄品などを確保する必要がある。

(イ) 非常用食料・飲料水

非常用食料と飲料水として、議員と議会局職員をあわせて50人の3日分の確保が必要である。なお、備蓄に当たっては、耐震性が確保された施設や倉庫により、適切に管理する必要がある。

※平成28年1月 非常食セット配備

(ロ) 簡易トイレ、防災毛布などの生活必需品

下水道や給排水・空調設備の機能停止に備えて、簡易トイレ(トイレパック)や防災毛布などの必要と考えられる生活必需品について、確保しておく必要がある。

※平成28年1月 災害用防災毛布、救急セット配備

(ハ) 災害被災者への対応

災害時には、庁舎が市民の避難場所として利用されることも想定され、その対応、支援に当たり生活必需品の提供も考えられることから、これらを見込んだ備蓄品などを確保しておく必要がある。

(ニ) 防災キットなどの確保

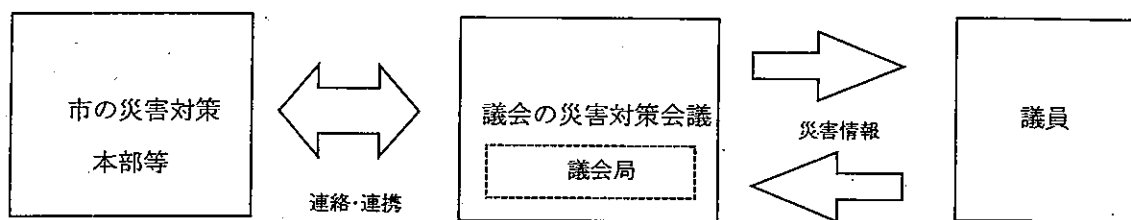
議員と議会局職員が速やかに参集できるよう、参集時の携帯品などの防災用具一式をまとめた防災キットと、緊急時の災害現場などへの移動用として、マウンテンバイクなどを計画的に確保する必要がある。

※平成27年5月 サバイバルローラーバック配備

※平成27年8月 防災用(折畳式)ヘルメット議場配備

6. 情報の的確な収集

議会として適正な審議、決定を行うに当たっては、地域の災害情報を的確に把握することが前提となる。災害情報は、市の地域防災計画に基づき配備される初動支所班や関係機関などを介して、市の災害対策本部等に集積されることから、当該本部等を通して情報を得ることが効率的である。一方で、より地域の実情に詳しい議員には、地域から詳細な災害情報などが寄せられることも事実であり、議員の獲得する情報は非常に有益で市の災害情報を補完するものとなる。これらのことから災害情報を的確に把握し、災害対応に当たるためにはそれぞれの情報を共有することが大切である。そのためには、市の災害対策本部等と対策会議において、組織的な連絡・連携体制を確立しておくことが重要である。



※ 市の災害対策本部等に、議会局からあらかじめ指名した職員が参加する。(現在、市の災害対策本部等の会議には、議会局から局長と連絡調整班として1名の職員が参画している。) ⇒ 平成26年4月から局長のみ参画

※ 議員の情報提供・収集などは、緊急時などを除き可能な限り対策会議を窓口として行うものとする。

(1) 地域の災害情報の収集など

議員は、市の把握する災害情報に加えて、議員としての地域性や立場から、より地域の災害状況や市民の声を把握することが可能である。そのため、議員は対策会議からの参集の指示があるまでは、地域での救助活動などに協力するとともに、災害状況の調査や市民の意向の収集、把握に努めるものとする。議員が収集する災害情報は、市が把握しきれていない情報を補完するなど非常に有益ではあるが、一方でその情報の混乱と錯綜によって、結果的に市の迅速な災害対応の支障になるおそれもあることから、そのような事態を避けるとともに、災害情報の整理・分析の効率化につなげるため、あらかじめ情報収集事項を整理しておくことは重要である。なお、災害情報の収集においては、別添様式2「情報収集連絡表」を活用するとともに、市民への情報のフィードバックや議員間での情報の共有化を図るため、全ての議員に貸与されているタブレット端末を有効に活用するものとする。

(2) タブレット端末の活用

議員は、災害現場において災害写真などを撮影したときは、災害情報収集マニュアルに基づき、タブレット端末（会議（同期）システムの災害用フォルダ）に保存する。また、災害対策会議などにおいては、フェイスタイム（テレビ（音声）通話）を活用し、最新情報の共有化を図るとともに、効率的な会議の運営に努めるものとする。

7. 議会の防災計画と防災訓練

(1) 地域の災害情報の収集など

地域防災計画は、災害対策基本法に基づく法定計画として市において作成されたものであり、予防から救援、応急対策、復旧・復興までを視野に入れた総合的な計画である。このたび、議会BCPを作成し、非常時における議会の機能維持に向け、議会や議員の役割を明確にするとともに、議員の具体的な行動基準などを定めたところであるが、この検討においては、多様かつ広範囲な意見が積極的に交換され、議会BCPの検討事項に加えて減災対策など長期的な視点をもって取り組むべき事項（防災計画）や、議会の役割を明記した総合的な観点を踏まえた防災に係る条例の必要性が明確となったところである。今後、議会としての防災計画や、(仮称) 防災基本条例の策定に向けた取り組みが求められるところである。

※平成 27 年 4 月 大津市災害等対策基本条例（議員提案）の制定

(2) 議会の防災訓練

議会BCPの作成を踏まえ、災害時における議会と議会局の体制や行動基準、非常時優先業務の内容などを検証・点検し、より実効性のあるものとするため、併せて災害に対する危機意識を高める観点から、議員と議会局職員を対象とした防災訓練（机上訓練・図上演習など含む。）を毎年 1 回は実施することが必要である。

※平成 26 年 11 月 4 日 市議会防災訓練の実施

※平成 27 年 11 月 4 日 市議会防災訓練の実施

8. 計画の運用

(1) 議会BCPの見直し

議会BCPに基づく必要資源の確保や防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題などについては、適切に計画に反映させ、計画をレベルアップさせていく必要がある。また、検討課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを計画に反映させる必要があることから、議会BCPはその必要の都度、適宜継続的に改正を行うものとする。なお、今後の見直しに当たっては、外からの応援・支援を受け入れる受援力についても、重要な検討ポイントになると思われる。

※平成 28 年 3 月 見直し (第 2 版)

(2) 見直し体制

議会BCPの見直しは、対策会議を中心に行うものとする。なお、必要に応じて計画策定時の議員は、対策会議に参加できるものとする。

(3) 携帯ハンドブック

計画について常に確認し、迅速な対応に備えるため、必要となる組織体制や行動基準などをまとめた携帯ハンドブックを作成する。

※平成 26 年 12 月 携帯ハンドブック 作成

9. 計画の体系図

(1) 時系列にみる基本的行動パターン

計画の全般的な体系イメージとして、発災から 1 か月程度までの行動などについて、災害(大地震)が休日・時間外に発生した場合を 1 つの基本的行動パターンとして整理する。(別添参照)

議員安否確認表

確認日時	月日	
	時間	
確認者名		

議員氏名	大津 太郎
議員住所	大津市

安否状況	議員本人	被災	有 ⇒ 重体 重症 軽症 その他()
			無
	家族	被災	有 ⇒ 配偶者 子ども その他()
			無
所在地	市内	⇒ 自宅 自宅外()	
	市外	⇒ 場所()	
居宅の状況	被害	有 ⇒ 全壊 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水 その他()	
		無	
参集の可否	可 否	参集可能な時期	
連絡先	議員との連絡がとれない場合⇒家族の連絡先を記入		
地域の被災状況			
その他	特記事項があれば、記入		

情報収集連絡表

※「受信者氏名」、「受信日時」、「第〇報」は、議会局で記入

受信者氏名	
受信日時	
第 報	

報告日時	月日	
	時間	
議員氏名		
連絡先		

発生場所 (地域)	学区名	学区			自治会	発生日時	月日			
	住所						時間			
発生概況										
被害状況	死傷者	死者		不明		住家	全壊		一部破損	
		負傷者		計			半壊		床上浸水	
応急対策の状況										
市民の避難状況										
市民のニーズ										

送信先: 議会局 fax
tel

メール

議会BCP安否状況確認カード

(寸法 名刺サイズ)

(表)

○ ○ ○ ○ 議員	提出日時	月	日	時	分
議会BCP安否状況確認カード					
① 自身の被災の有無 有・無 有場合 ⇒ 重体 重症 軽症 その他()					
② 家族の被災の有無 有・無・未確認 有場合 ⇒ 配偶者 子ども その他()					
③ 居宅の被害の有無 有・無・未確認 有場合 ⇒ 全壊 半壊 一部損壊 その他()					

(裏)

議会BCP安否状況確認カードの使用について	
議員自身が、市役所来庁時に議会BCPの対象災害が発生した際に記入ください。記入後は議会局職員に渡してください。	
表面のほか、特記事項があれば記入ください。	

雛形③ (地震・風水害 → 議会局職員全員に送信)

表題

安否確認(職員)について

本文

○月○日○時○分、市の災害対策本部が設置されたことにより、議会災害対策会議を設置します。ついては、次の内容について確認を行いますので、速やかに返信ください。なお、返信時には必ず最初に職員名を記入すること。

- ① 自身と家族の被災の有無
- ② 現在の所在地 (自宅又はその他の場所)
- ③ 居宅の被害の有無
- ④ 地域の状況 (特に記載すべき内容がある場合)

大津市議会BCP策定に係る政策検討会議 メンバー

会 派 名	名 前	備 考
湖誠会	青山 三四郎	座長
	桐田 真人	
市民ネット21	河井 昭成	
日本共産党大津市会議員団	塚本 正弘	
公明党議員団	藤井 重美	副座長
清正会	山本 哲平	
大志会	泉 恒彦	
風	古尾谷 雅博	
惻隠	伊藤 茂	
みんなの党大津	藤井 哲也	

※学識経験者

同志社大学大学院 総合政策科学研究科・政策学部 新川 達郎 教授

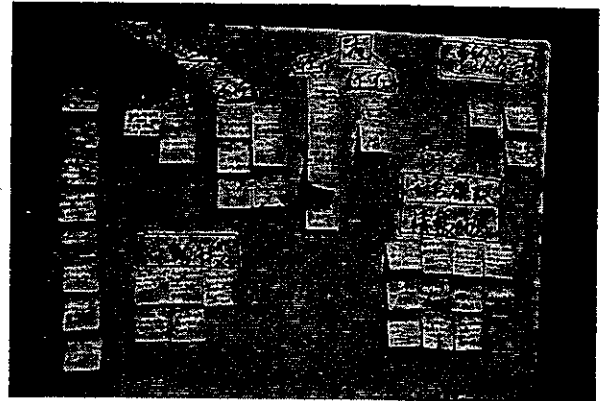
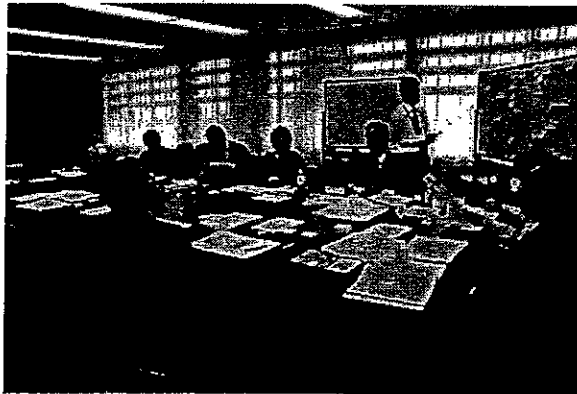
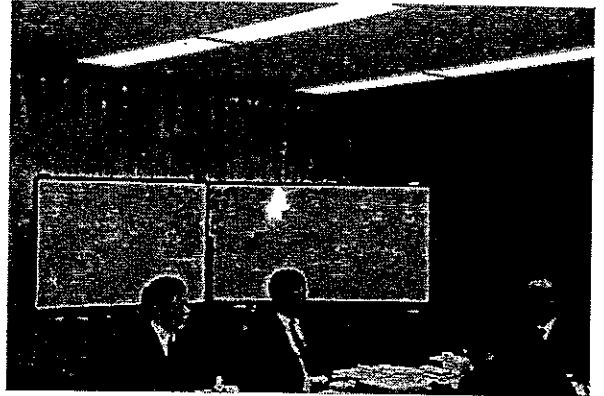
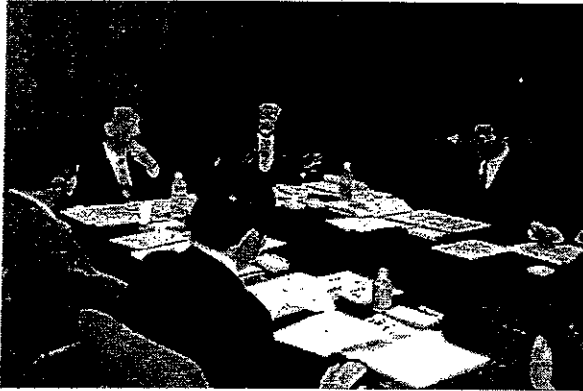
政策検討会議の会議の経過

回数	日時	内容	備考
1	平成25年 6月26日	1. 正副座長及び委員の紹介について 2. スケジュール(案)について 3. (仮称) 大津市議会BCPの策定について 4. 次回の日程について	新川教授による講義
2	平成25年 7月18日	1. 議会BCPについて 2. 次回の日程について	新川教授による講義
3	平成25年 8月9日	1. 大津市南部豪雨災害の概要などについて 2. 議会BCPについて 3. 次回の日程について	危機・防災対策課から報告・説明
4	平成25年 10月10日	1. 台風18号に伴う豪雨災害を踏まえた議会BCPについて (1) 議員(議会)としての視点・役割から見えた課題などについて (2) 議員・議会としての役割について (3) 議会BCPに向けての要点・ポイントについて 2. 次回の日程について	WS
5	平成25年 11月7日	1. 議会BCPの体系などについて (1) 議会BCPの基本方針の整理について (2) 議会BCPの重要項目の整理について 2. 次回の日程について	WS
6	平成25年 11月27日	1. 議会BCPの枠組みについて (1) 議会BCPの枠組みの整理について (2) 議会BCPの具体的内容・手法の整理について 2. 次回の日程について	WS
7	平成25年 12月25日	1. 議会BCPの全体像(計画の概略)について (1) 議会BCPにおける体制構築について (2) 議会BCPにおける議員の行動基準について 2. 次回の日程について	WS
8	平成26年 1月22日	1. 議会BCPの概要(案)について (1) (仮称) 議会災害対策会議について (2) 審議を継続するための環境の整備について 2. 次回の日程について	WS

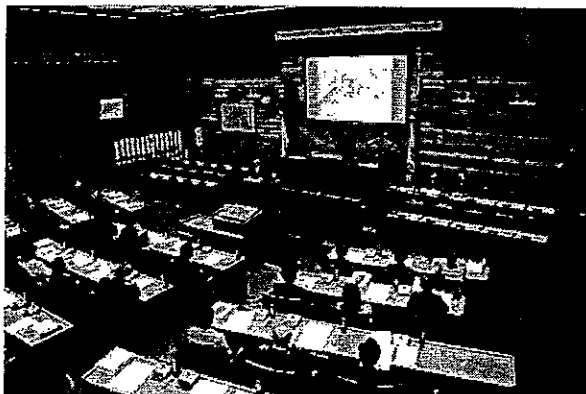
9	平成26年 2月5日	1. 議会BCPの(素案) について 2. 次回の日程について	WS
10	平成26年 3月17日	1. 議会BCPについて	

※WS・・・ワークショップ

「ポストイットを活用したWSでの会議風景」



「平成26年3月10日 政策検討会議全体会における議会BCP（素案）の報告」



議会BCPの見直し（改正履歴）

改正版	主な見直項目	見直内容
第2版 (平成28年 3月)	① 名称に関して ② 情報収集に関して ③ 議会局の行動基準に関し て ④ 議員の基本的行動に関し て ⑤ 検討事項及び備蓄品に関 して ⑥ その他	<ul style="list-style-type: none"> • 「議会事務局」を「議会局」へ改正 • タブレット端末の活用を追記 • 議会局職員（参集者）の初期対応の流れを追記 • 消防団や自主防災会の活動に関する取扱を追記 • 改正事項や配備状況を明記 • 携帯ハンドブック、安否状況確認カードの追記など

豊中市議会における災害発生時の対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊中市において地震等の災害が発生したときに、豊中市議会が豊中市災害対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、災害対策本部等が設置されたときは、これに協力するため、豊中市議会内に豊中市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置するものとする。

2 支援本部は、豊中市議事堂に設置する。ただし、これが使用できないときは、災害対策本部等と協議し、議長が別に定める。

(支援本部の構成)

第3条 支援本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、支援本部を代表し、その事務を総括する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 本部長及び副本部長ともに事故があるときは、本部長が所属する会派の幹事長が、本部長の職務を代理する。

5 本部員は、各会派幹事長及び副幹事長をもって充て、本部長の命を受け支援本部の事務に従事する。

6 本部員に事故があるときは、当該本部員の所属会派のうちから代理者を出席させることができる。

7 本部長は、必要と認めるときは、第2項から第6項に掲げる者以外の者に対して支援本部の会議への出席を求めることができる。

(支援本部の任務)

第4条 支援本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 議員の安否等の確認及び必要に応じ議員に対する参集指示を行うこと。

(2) 災害対策本部等からの災害情報を各議員に提供すること。

(3) 各議員からの災害情報を収集・整理し、災害対策本部等に提供すること。

(4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。

(5) 国・府等への要望を行うこと。

(6) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(議員の対応)

第5条 議員は、次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 各地域において救援活動その他の支援活動を行うこと。
- (2) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行うこと。
- (3) 自らの安否及び居所又は連絡場所を市議会事務局に報告し、連絡体制を確保すること。
- (4) 支援本部より情報の提供を受けること。
- (5) 各地域で収集した情報は、緊急の場合を除き支援本部に対して報告すること。
- (6) 支援本部による参集指示があった場合は、可能な限り、速やかに参集すること。

(市議会事務局の対応)

第6条 市議会事務局は、支援本部が設置された後、次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 事務局長は、災害対策本部等の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、支援本部に対して情報提供を行う。
- (2) 事務局職員のうち、事務局長の命を受けた者は、災害対策本部等の業務に優先して支援本部の業務に従事する。

(記録)

第7条 支援本部の会議は、可能な限り記録を作成する。

(廃止)

第8条 議長は、災害対策本部等が廃止された場合には、支援本部を廃止するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成27年3月24日から施行する。

枚方市議会における災害発生時の対応

○目的

枚方市において地震等の災害が発生したときに、枚方市議会が枚方市災害対策本部（以下「対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、災害時における議員としての役割や行動を明確にすることを目的とする。

○設置

議長は、地震等の災害により対策本部が設置された場合において、枚方市議会内に枚方市議会災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置することができる。

※枚方市災害対策本部設置基準

（地震・風水害等）

- ・市域で震度5弱以上の地震が発生したとき
- ・小規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、その対策を要すると認められるとき
- ・市長が必要と認めたとき

○連絡会議の構成

連絡会議は、議長、副議長、各派代表者をもって構成する。

○所掌事項

連絡会議は次の事務を所掌する。

- (1) 対策本部から災害情報を収集し、各議員に情報提供を行うこと。
- (2) 各議員からの災害情報を収集・整理し、対策本部に提供すること。
- (3) 議員の安否確認を行うこと。
- (4) その他、議長が必要と認める事項に関すること。

○議員の対応

議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を連絡会議に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 連絡会議から情報の提供を受けること。
- (3) 各地域における被災地等の情報収集を行い、必要に応じて連絡会議へ報告すること。
- (4) 各地域における災害支援活動に協力し、被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

平成25年3月6日

枚方市議会



○枚方市議会における災害発生時対応要領

枚方市議会における災害発生時対応要領（平成25年3月27日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、枚方市において地震等の災害が発生したときに、枚方市議会が枚方市災害対策本部（以下「対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（災害の定義）

第2条 前条でいう「災害」とは、対策本部の設置に該当する災害をいう。

（連絡会議の設置）

第3条 枚方市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により対策本部が設置された場合において、これに協力するため必要と認めるときは、枚方市議会内に枚方市議会災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置することができる。

- 2 連絡会議は、枚方市庁舎内「枚方市議会事務局」に設置する。ただし、市庁舎が使用できないときは、対策本部と協議し、議長が別に定める。
- 3 議長または副議長は、会派代表者及び対策本部に対し、連絡会議の設置を報告する。

（連絡会議の構成）

第4条 連絡会議は、議長、副議長、会派代表者をもって構成する。

- 2 議長は、連絡会議を代表し、その事務を総括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 正副議長ともに事故があるときは、会派代表者の中から議長の職務を代理する者を決定する。
- 5 会派代表者は、議長の命を受け連絡会議の事務に従事する。
- 6 会派代表者に事故があるときは、その会派に所属する議員の中から代理者を選任し、連絡会議の事務に従事させることができる。

（連絡会議の任務）

第5条 連絡会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否の確認を行うこと。
- (2) 対策本部から災害情報を収集し、各議員に情報提供を行うこと。
- (3) 各議員からの災害情報を収集・整理し、対策本部に提供すること。
- (4) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(議員の対応)

第6条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を連絡会議に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 連絡会議より情報の提供を受けること。
- (3) 各地域における被災及び避難所等の状況について、必要に応じて連絡会議へ報告すること。
- (4) 各地域において、被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

(市議会事務局の対応)

第7条 市議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、対策本部の会議等において得た情報を、連絡会議へ提供する。
- (2) 事務局職員は、連絡会議の業務に従事する。

(参集及び活動時の服装)

第8条 各議員は、連絡会議への参集又は地域での活動時において、原則として安全帽（ヘルメット）又は帽子、「枚方市議会」と明記された服装等を着用する。

(記録)

第9条 連絡会議は、可能な限り記録を作成する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則〔平成27年2月26日制定〕

この要領は、平成27年3月1日から施行する。

福山市議会災害対応要領・大規模災害発生時の議員行動マニュアル

通常ページへ戻る 掲載日:2013年9月19日更新

福山市議会災害対応要領及び議員行動マニュアルは、東日本大震災をきっかけに、議会では想定外の大規模災害に対する関心が高くなり、今後、懸念される南海トラフ大地震等大規模災害が発生した場合、市の災害対策や復旧対応などを側面から支援する事項をまとめた対応要領や具体的な議員の行動マニュアルが必要と判断し、2013年(平成25年)9月に制定したものです。

福山市議会災害対応要領

各派代表者会議 平成25年9月12日 制定

(趣旨)

第1条 この要領は、福山市内における地震等の大規模災害が発生したときに、福山市議会議員(以下「議員」という。))が、福山市災害対策本部(以下「市対策本部」という。))と連携し、議員の適切かつ迅速な対応により、市の災害対策を側面から支援し、市民の安全の確保と早期の復旧、復興に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「大規模災害」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受ける災害をいう。

(市議会災害対応連絡会議の設置)

第3条 福山市議会議長(以下「議長」という。))は、大規模災害により市対策本部が設置された場合は、これと連携するため、福山市議会内に福山市議会災害対応連絡会議(以下「連絡会議」という。))を設置することができる。

(会議の組織)

第4条 連絡会議は、会長、副会長、幹事の役員をもって組織する。

2 会長は、議長をもって充て、連絡会議の事務総括及び会議役員を指揮監督し、連絡会議を代表する。

3 副会長は、副議長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 幹事は、常任委員長及び会派代表者をもって充て、会長の命を受けて連絡会議の事務に従事する。

5 会長及び副会長ともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、幹事のうち互選により会長の職務を代理する者を定める。

6 連絡会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(所掌事項)

第5条 連絡会議は、次に掲げる事務等を行うものとする。

(1) 議員の安否等その居所確認

(2) 議員からの災害情報等の把握及び集約

(3) 前号で集約した災害情報等の市対策本部への提供

(4) 市対策本部からの災害情報等の収集及び各議員への情報提供

(5) 必要に応じた国、県、地元選出国會議員、関係団体等への要望活動

(6) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(議員の役割)

第6条 議員の役割は、次に掲げるとおりとする。

(1) 大規模災害が発生した場合は、議員自らの安否及び居所又は連絡場所を連絡会議に報告し、連絡会議と各議員の連絡体制を確立・維持させること。

(2) 被災地、避難所等における各種情報等の収集を行い、必要に応じて連絡会議へ報告すること。

(3) 市民の一員として積極的に各地域における災害対応に協力すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項に関すること。

(議会事務局の役割)

第7条 議会事務局の役割は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事務局長は、市対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、連絡会議へ情報提供すること。

(2) 事務局職員は、連絡会議の業務に従事すること。

(参集)

第8条 会長は、必要に応じて役員以外の議員の参集を求めることができる。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

大規模災害発生時の議員行動マニュアル

各派代表者会議 平成25年9月12日 制定

第1 目的

このマニュアルは、福山市議会災害対応要領(平成25年9月12日制定、以下「要領」という。))に定めた福山市議会議員(以下「議員」という。))の役割等について具体的な地域での行動マニュアルを定め、大規模災害発生時の災害対応を行うものとする。

第2 行動基準

1 災害発生時

(1) 議員は、災害の発生を覚知した場合は、福山市議会災害対応連絡会議(以下「連絡会議」という。))の指示があるまでは、個人の判断に基づき行動する。

(2) 議員は、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所へ避難する。

2 初動体制(災害の発生後およそ1日ないし2日目)

(1) 議員は、議長又は副議長に対し、議員自らの安否とその居所及び連絡先、連絡手段を報告し、以後の連絡体制の確立と維持に努める。

(2) 議員は、通信手段の断絶等により上記の連絡が不可能な場合は、むやみに移動せず、自宅又は自宅付近の避難所等にとどまり、連絡会議からの連絡を待つものとする。

3 応急体制(災害の発生後およそ1週間以内)

(1) 連絡会議は、議員の安否等の確認ができない場合、事務局職員を議員の居室に向かわせ、状況の把握に努める。

(2) 議員は、各地域における被災地及び避難所等において情報収集を行い、連絡会議へ報告する。

(3) 連絡会議は、各議員からの情報を集約し、福山市災害対策本部(以下「市対策本部」という。))に必要な情報を提供する。

(4) 議会事務局長は、市対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、連絡会議へ必要な情報を提供する。

(5) 上記情報について、連絡会議で集約し、各議員へ提供する。

(6) 議員は、避難所等の運営や被災地での復旧活動に積極的に協力するとともに、被災者に対する相談及び助言等を行う。

4 復旧体制(災害の発生後おおよそ1週間以降)

(1) 議長は、必要に応じて各地域で活動している議員を連絡会議に招集し、市内の被災状況の把握に努める。

(2) 議員は、引き続き避難所等の運営に関わるとともに、他の地域の避難所等の議員との連絡体制を確立させ、必要な情報交換を行う。

(3) 連絡会議は、被災地及び避難所等の実態把握を行うため、必要に応じて市内視察を行う。

(4) 連絡会議は、必要に応じて国、県、地元選出国會議員、関係団体等への要望、陳情、提言活動等を実施する。

第3 行動時の留意事項

(1) 災害の発生直後は、家屋の倒壊や火災、道路等の寸断なども想定されるため、移動手段は原則として徒歩又は自転車、バイク等を利用すること。

(2) 服装は、災害対応活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具など必要な用具等を携帯する。また、個人用として食料、飲料水等も携帯して行動すること。

(3) 災害を起因とした事故など人命に関わる事象に遭遇した場合は、この行動マニュアルより優先して人命救助等にあたること。その際、自らの安全の確保を怠らないこと。

(4) このマニュアルに定めるもののほか、必要な事項は、連絡会議で協議のうえ決定する。

このページに関するお問い合わせ先

議会事務局庶務課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号 議会棟2階

直通

Tel:084-928-1123

Fax:084-920-1104

お問い合わせはこちらから

長崎市議会BCP（業務継続計画）
～災害時行動計画～

平成28年9月

目次

1	目的	1
2	基本事項	
(1)	想定する災害	1
(2)	指揮・命令系統	2
(3)	長崎市議会災害対策会議の設置について	3
(4)	情報伝達について	4
3	災害発生時の対応	
(1)	初動期（発災から概ね 24 時間）	5
(2)	中期（発災から概ね 2～7 日）	9
(3)	後期（発災から概ね 8 日以降）	10
4	環境整備	
(1)	防災訓練	13
(2)	備蓄品の確保	13
(3)	通信環境	13
(4)	議場等の代替施設	13
5	その他	
(1)	本BCPの見直しについて	14
(2)	本BCPの見直し体制について	14
別紙	行動基準表	15

1 目的

大規模災害等の緊急の事態が発生した際に、長崎市議会の対応について必要な事項を定め、もって被害の拡大防止及び議会機能の早期回復を図ることを目的とする。

2 基本事項

(1) 想定する災害

災害種別	災害内容
地震	本市域内に震度5弱以上の地震が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき（長崎市災害対策本部設置基準）
風水害	気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮警報が発表され、総合的な応急対策を必要とするとき（長崎市災害対策本部設置基準）
その他	自然災害のほか、大規模火災などの大規模な事故、新型インフルエンザ等の感染症、大規模なテロ等で、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがある場合であって、特にその対策又は防災の推進を図る必要があるとき

(2) 指揮・命令系統

ア 議員の指揮・命令系統

議長は、議会の災害対応に関する事務の統括にあたる。大規模災害等において、議長が不在のときは、副議長が議長の職務を代理するものとする。議長及び副議長が不在のときは、多数会派順に交渉会派（4人以上）の代表者が議長の職務を代理するものとする。なお、同数会派の順位については同数会派間の協議により決める。

イ 議会事務局の指揮・命令系統

大規模災害等において、局長が不在のときは下表の順位に従い、職務を代理するものを定める。

順位	局長の職務代理者
第1位	総務課長
第2位	議事調査課長
第3位	総務課総務係長
第4位	総務課秘書係長
第5位	議事調査課議事係長
第6位	議事調査課調査係長

(3) 長崎市議会災害対策会議の設置について

下記の設置基準を満たすとき、議員による協議、調整等を行うための組織として、長崎市議会災害対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

ア 設置基準

長崎市災害対策本部（以下「市本部」という。）が設置された場合等、本BCPが想定する災害が起きた際に、議長が必要と認めるとき

イ 構成

対策会議の構成は、議長、副議長、交渉会派（4人以上）の代表者とする。なお、情報伝達を円滑に行うため、3人以下の会派の代表者については、オブザーバーとして対策会議に出席する。議長は、対策会議を代表し、その事務を統括する。

ウ 招集

対策会議は議長が招集する。

エ 所掌事務

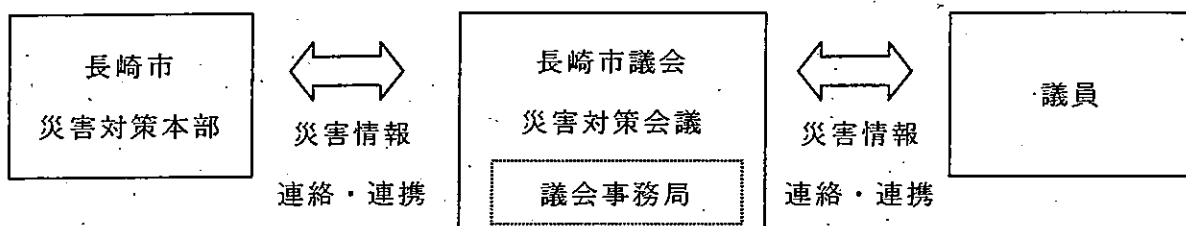
- (ア) 市本部から入手した災害情報の議員への伝達
- (イ) 被災情報の把握及び市本部への提供
- (ウ) 市本部からの依頼事項への対応
- (エ) 市本部への提案、提言及び要望等の調整
- (オ) 国、県、関係機関等に対する要望活動の調整
- (カ) 本会議、委員会等の開催や協議事項の調整
- (キ) その他必要な事項

※ 議会事務局は、議長の命を受け、対策会議の業務に従事する。

※ 対策会議は、以上の内容を備えることを基本としながら、議長が要綱（長崎市議会災害対策会議設置要綱。）により別途定める。

(4) 情報伝達について

議会として適正な審議、決定を行うに当たっては、地域の災害情報を的確に把握することが前提となる。災害情報は、市本部に集積されることから、市本部を通して情報を得ることが効率的である。一方で、より地域の実情に詳しい議員には、地域から詳細な災害情報が寄せられることも事実であり、議員の獲得する情報は非常に有益で市の災害情報を補完するものとなる。これらのことから災害情報を的確に把握し、災害対応に当たるためにはそれぞれの情報を共有することが大切である。そのためには、市本部と対策会議において、組織的な連絡・連携体制を確立しておくことが重要であるため、原則として下図のように定める。



※ 会派及び議員からの市当局への情報提供、情報収集及び要望などは、市当局ができる限り災害対応に専念できるよう、対策会議を窓口として行うものとする。

※ 救助・救命に係る情報は消防局に緊急通報（119番）するなど、緊急性の高い情報については、関係機関へ連絡する。

3 災害発生時の対応【別紙「行動基準表」参照】

本BCPが対象とする災害が発生した際、議会、議員及び議会事務局職員は、それぞれの役割を踏まえ、初動期、中期、後期の各段階において、次のとおり対応する。

(1) 初動期（発災から概ね24時間）

ア 会議（本会議・委員会）開催中の場合

(ア) 議会の具体的対応

a 会議の休憩・散会

議長又は委員長は、会議の休憩又は散会の判断を行う。

b 対策会議の設置

議長は、必要に応じて対策会議を設置する。議長が事故等により不在の場合は、要綱に従い、代理者により対策会議を設置する。

議会は対策会議設置の情報について、全議員、市長及び市本部に周知する。

c 対策会議の活動

対策会議は、要綱で定める所掌事務に従い活動を行い、初動期においては、主に、市本部から入手した災害情報を議員に伝達する。

(イ) 議員の具体的対応

a 安全確保

速やかに自らの安全を確保する。

b 待機・退庁

地域に戻るまでの間の安全が確認できるまで、安全な場所に待機する。

安全確認後、退庁する場合は二次災害に十分留意する。

c 対策会議への参加

対策会議の構成員は、対策会議が招集された場合、対策会議に参加する。

d 地域の被災状況等の把握・情報提供

必要に応じて、地域の被災状況の情報を対策会議に提供する。

なお、救助・救命に係る情報は消防局に緊急通報(119番)するなど、緊急性の高い情報については、関係機関へ連絡する。

e 災害時の地域活動への協力・支援

地域において、地域の防災組織などが行う災害時の地域活動に協力・支援を行う。

(ウ) 議会事務局職員の具体的対応

a 議員、傍聴者の安全確保

議員、傍聴者の避難誘導を行い、その後速やかに議員及び議会事務局職員の安否確認を行う。

b 被災状況の確認

庁内(議会棟・増築棟)の被災状況を確認する。また、水道、電気の使用の可否及び電話、パソコン等の情報端末機器等が正常に作動するか確認する。

c 対策会議の運営補助

対策会議の業務に従事する。また、市本部等から災害情報を収集する。

イ 会議(本会議、委員会)非開催時の場合

(ア) 議会の具体的対応

a 対策会議の設置

議長は、必要に応じて対策会議を設置する。

事故等により議長と連絡が取れない場合は、本BCPに従い、代理者により対策会議を設置する。

議会は対策会議が設置された場合、電話、FAX等により、全議員、市長及び市本部に周知する。

b 対策会議の活動

対策会議は、要綱で定める所掌事務に従い活動を行い、初動期においては、主に、市本部から入手した災害情報を議員に伝達する。

(イ) **議員**の具体的対応

a 安全確保

速やかに自らの安全を確保する。なお、市外にいる時に災害が発生した場合は、被災状況を勘案しながら、速やかに市内に戻り、連絡が取れる態勢を確保する。

b 対策会議への参集

対策会議の構成員は、対策会議が招集された場合、登庁可能な状況であれば、対策会議に参集する。

c 地域の被災状況等の把握・情報提供

必要に応じて、地域の被災状況の情報を対策会議に提供する。

なお、救助・救命に係る情報は消防局に緊急通報(119番)するなど、緊急性の高い情報については、関係機関へ連絡する。

d 災害時の地域活動への協力・支援

地域において、地域の防災組織などが行う災害時の地域活動に協力・支援を行う。

(ウ) **議会事務局職員**の具体的対応(勤務時間中)

a 議員、来庁者の安全確保

登庁中の議員や議員への相談者等来庁者の避難誘導を行い、その後

速やかに電話、FAX等により、全議員及び議会事務局職員の安否確認を行う。

b 被災状況の確認

庁内（議会棟・増築棟）の被災状況を確認する。また、水道、電気の使用の可否及び電話、パソコン等の情報端末機器等が正常に作動するか確認する。

c 対策会議の運営補助

対策会議の業務に従事する。また、市本部等から災害情報を収集する。

(エ) **議会事務局職員**の具体的対応（平日夜間、土日祝日）

a 議会事務局への参集

議会事務局職員は、災害対策連絡網により情報伝達を行い、議会事務局へ参集する。

b 議員の安否確認

議会事務局に参集した職員は参集後速やかに電話、FAX等により、全議員の安否確認を行う。

c 被災状況の確認

庁内（議会棟・増築棟）の被災状況を確認する。また、水道、電気の使用の可否及び電話、パソコン等の情報端末機器等が正常に作動するか確認する。

d 対策会議の運営補助

対策会議の業務に従事する。また、市本部等から災害情報を収集する。

(2) **中期** (発災から概ね2～7日)

ア **議会**の具体的対応

(ア) 対策会議の活動

a 災害情報等の受伝達 (初動期から継続)

議員から提供された地域の被災状況の情報を市本部に提供する。
また、市本部から入手した災害情報を議員に伝達する。

b 市本部との連携

市本部の活動状況に配慮した上で、必要に応じ市本部に対して災害情報の説明を求める。

c 今後の対応の検討

今後の対応や日程等について、検討を開始する。

イ **議員**の具体的対応

(ア) 地域の被災状況等の把握・情報提供 (初動期から継続)

必要に応じて、地域の被災状況の情報を対策会議に提供する。

(イ) 災害時の地域活動への協力・支援 (初動期から継続)

地域において、地域の防災組織などが行う災害時の地域活動に協力・支援を行う。

なお、救助・救命に係る情報は消防局に緊急通報(119番)するなど、緊急性の高い情報については、関係機関へ連絡する。

(ウ) 市民への情報提供

災害情報を、可能な範囲でさまざまな方法により、市民に提供する。

(エ) 対策会議への参集 (初動期から継続)

対策会議の構成員は、対策会議が招集された場合、登庁可能な状況であれば、対策会議に参集する。

ウ **議会事務局職員**の具体的対応

(ア) 対策会議の運営補助（初動期から継続）

対策会議の業務に従事する。また、市本部等から災害情報を収集する。

(イ) 放送設備の確認

議場、委員会室の放送設備が正常に作動するか確認する。

(ウ) 報道対応

報道機関の取材・問合せ等に対応する。

(3) **後期**（発災から概ね8日以降）

ア **議会**の具体的対応

(ア) 対策会議の活動

a 災害情報等の受伝達（初動期から継続）

議員から提供された地域の被災状況の情報を市本部に提供する。
また、市本部から入手した災害情報を議員に伝達する。

b 市本部との連携（中期から継続）

市本部の活動状況に配慮した上で、必要に応じ市本部に対して、被災や復旧の状況、今後の災害対応の進め方などの説明を求める。

c 議会運営の準備

本会議や委員会、議会運営委員会等について、開催や協議事項の調整を行う。

(イ) 関係機関等へのはたらきかけ

迅速な復旧・復興の実現に向けて、対策会議で案を検討・調整した内容について、議会として、国、県、関係機関等に対し要望するなどの活動を精力的に行う。

(ウ) 復旧・復興への関与

議会・議員が把握した市民の意見、要望等を踏まえながら、復旧・復興が迅速に進むよう、市本部に対し、必要に応じて提案、提言及び要望等を行う。

(エ) 議案の審議

迅速な復旧・復興に向け、市民の意見、要望等を踏まえて、市民の生活基盤の回復、整備等に必要な予算等の議案を速やかに審議する。

イ **議員**の具体的対応

(ア) 地域の被災状況の把握・情報提供（初動期から継続）

必要に応じて、地域の被災状況の情報を対策会議に提供する。

(イ) 災害時の地域活動への協力・支援（初動期から継続）

地域において、地域の防災組織などが行う災害時の地域活動に協力・支援を行う。

(ウ) 市民への情報提供（中期から継続）

対策会議から得た災害情報を、掲示板への掲出やSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を通じた発信など、可能な範囲でさまざまな方法により、市民に提供する。

(エ) 対策会議への参集（初動期から継続）

対策会議の構成員は、対策会議が招集された場合、登庁可能な状況であれば、対策会議に参集する。

ウ **議会事務局職員**の具体的対応

(ア) 対策会議の運営補助（初動期から継続）

対策会議の業務に従事する。また、市本部等から災害情報を収集する。

(イ) 議会再開

議会再開に向けた準備を行う。また、議会が再開した場合において、審議が円滑かつ効率的に行うための必要な事務を行う。

(ウ) 報道対応（中期から継続）

報道機関の取材・問合せ等に対応する。

4 環境整備

(1) 防災訓練

本行動計画が対象とする災害の発生等を想定した、議員・職員の参加する訓練等を定期的を実施し、災害対応に対する意識の醸成と対応行動の十分な習得を図る。

(2) 備蓄品の確保

災害対応にあたる議員及び職員が、継続的に応急対策業務に従事することなどを考慮し、最低限 72 時間（3 日間）分の水、食料、携帯トイレ、毛布、衛生用品等の備蓄品を計画的に備える必要がある。

(3) 通信環境

大規模災害等が発生した場合、通信回線の途絶や規制等により、情報伝達手段が著しく制限されることを想定し、電話や F A X の代替となるように S N S 活用等の新たな情報伝達手段を検討する。

(4) 議場等の代替施設

議場を含む議会事務局がある建物は新耐震基準を満たす建物ではなく、給排水・空調設備においても、経年劣化が進んでいることから、大規模災害等が発生した際には、建物の全部又は一部に被害が発生するとともに、設備機能が停止するおそれが高い。そのため、代替となる候補施設（市役所周辺の公共施設等）を検討する。

代替候補施設：長崎市立図書館（多目的ホール、研修室等）

※ 詳細な利用方法等については、あらかじめ施設管理者と協議を進めるものとする。

5 その他

(1) 本BCPの見直しについて

本BCPは防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題などについては、適切に本BCPに反映させ、本BCPをレベルアップさせていく必要がある。また、検討課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを本BCPに反映させる必要があることから、必要の都度、適宜継続的に改正を行うものとする。

(2) 本BCPの見直し体制について

本BCPの見直しは議会運営委員会において行うものとする。

初動期（発災から概ね 24 時間）

時期	会議開催中		
	議会	議員	議会事務局職員
発災直後 概ね 24 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の休憩又は散会 ・ 対策会議の設置 ・ 対策会議の活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全確保 ・ 待機又は退庁 ・ 対策会議への参加 ・ 地域の被災状況等の把握・情報提供 ・ 災害時の地域活動への協力・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員、傍聴者の安全確保 ・ 被災状況の確認 ・ 対策会議の運営補助

時期	会議非開催時			
	議会	議員	議会事務局職員	
			勤務時間中	平日夜間、土日祝日
発災直後 概ね 24 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策会議の設置 ・ 対策会議の活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全確保 ・ 対策会議への参集 ・ 地域の被災状況等の把握・情報提供 ・ 災害時の地域活動への協力・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員・来庁者の安全確保 ・ 議員の安否確認 ・ 被災状況の確認 ・ 対策会議の運営補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会事務局への参集 ・ 議員の安否確認 ・ 被災状況の確認 ・ 対策会議の運営補助

中期（発災から概ね 2～7 日）

時期	議会	議員	議会事務局職員
概ね 2 日 概ね 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策会議の活動 （初動期から継続） ・ 市本部との連携 ・ 今後の対応の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の被災状況等の把握・情報提供 （初動期から継続） ・ 災害時の地域活動への協力・支援 （初動期から継続） ・ 市民への情報提供 ・ 対策会議への参集（初動期から継続） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策会議の運営補助 （初動期から継続） ・ 放送設備の確認 ・ 報道対応

後期（発災から概ね 8 日以降）

時期	議会	議員	議会事務局職員
概ね 8 日以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策会議の活動 （初動期から継続） ・ 関係機関等へのはたらきかけ ・ 復旧・復興への関与 ・ 議案の審議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の被災状況等の把握・情報提供 （初動期から継続） ・ 災害時の地域活動への協力・支援 （初動期から継続） ・ 市民への情報提供（中期から継続） ・ 対策会議への参集（初動期から継続） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策会議の運営補助 （初動期から継続） ・ 議会再開 ・ 報道対応（中期から継続）



大分市長 釘 宮 磐 様

災害対策に関する提言書

平成24年12月14日

大分市議会議長 足 立 義 弘

大分市議会議員政策研究会

会 長 阿 部 剛四郎

平成23年3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0、東北地方では震度6弱を記録し、この地震や津波等により死者・行方不明者数は1万8千人を超え、39万戸を超える建物が全壊や半壊となったほか、道路や公共施設など、極めて広範囲で被害が発生し、これまでの防災計画の想定をはるかに超える未曾有の災害となりました。

また、本年7月の九州北部豪雨では、本県の日田市、中津市、竹田市などが激甚災害の指定を受けるほどの被害に遭い、市民の安全・安心を大きく脅かすところとなりました。

このような中、市当局においては、大分市地域防災計画の見直しを行うなど防災行政について、市民の安全・安心の確保に日夜努力されていることに対し、深く敬意を表し、感謝を申し上げるところであります。

私ども大分市議会では、平成23年12月14日、議員政策研究会全体会議において政策課題「災害対策について」を市長に提言すると決定し、市民目線に立った調査研究を行ってきました。その取り組み内容は、全議員の意見集約にはじまり、仙台市、沼津市の現地視察、議員研修会の実施、防災士など自主防災組織の関係者や市民との意見交換ほかパブリックコメントでいただいた725件の意見を集約、調査研究を行って大分市地域防災計画について検討を行いました。

これら1年に及ぶ調査研究により、市民の生命と財産を守るため、大分市の災害対策について必要な対応策などをとりまとめましたので提言いたします。

1 避難場所対策

各地区の特性を考慮し、災害の種類に応じた避難場所・避難経路の見直しをする必要性が生じている。選定に当たっては現地確認をし、必要に応じて、地元住民と協議を行うよう求める。また、避難場所での混乱を最小限に抑えるため、設備の整備・備蓄の確保等を含め、運用方法を徹底するよう求める。

(1) 選定について

- ・津波避難ビルの指定を計画的に増やすこと。
- ・津波避難に適したビルがない場合は、避難塔などの建設を視野に入れ、避難場所の確保を検討すること。
- ・地区の人口等をかんがみ、災害の種類に応じた避難所を拡充するため、民間企業等に協力を要請すること。
- ・帰宅困難者の安全確保のため、市独自の取り組みを進めること。

(2) 設備・備蓄について

- ・指定避難所の設備（テレビ・電話・炊事場・トイレ・照明・バッテリー等の電力確保など）を早期に整備すること。
- ・指定避難所には毛布・食料・生活用水・飲料水などを確保しておくこと。また、備蓄品の収納スペースの確保に努めること。
- ・一次避難所の資機材の備蓄については、地元住民の意向を尊重し、さらなる助成に努めること。

(3) 運営について

- ・オートロックのビルを津波避難ビルに指定する場合は、管理人と災害時の施錠解除の取り決めを行うこと。
- ・指定避難所の鍵の管理・開錠等の運用方法を明確にし、徹底すること。
- ・指定避難所が体育館になっている場合、状況に応じて教室の開放も検討すること。

(4) 避難経路について

- ・選定に当たっては、二次災害防止を考慮すること。
- ・バリアフリー化を進めること。
- ・危険が想定される箇所においては、夜間時の避難も考慮し、整備を進めること。

(5) その他

- ・避難所については、耐震化の調査を行い、対策を講じるよう努めること。
- ・液状化の心配のある地域については、調査に基づいた対策を講じるよう努めること。

2 情報収集・情報提供

災害時において、正確で迅速な情報収集及び提供は、被害を最小限にするために必要不可欠である。正確で迅速な情報伝達をするための環境整備をすべく市民等への情報連絡体制の強化、情報伝達手段の多様化、通信施設及び通信機器の整備充実を早期に図るよう求める。

- ・災害発生時の対応がとりやすいように、平常時から、関係機関との連携を密にするとともに、適切な情報の収集と提供を行うこと。
- ・災害発生時においては、市内全域はもとより地域各々に応じた情報提供をすること。
- ・防災メール等の情報提供手段が途絶えた場合、それに代わる市民への情報提供手段を確保すること。
- ・防災メールの平常時における内容の充実を図ること。
- ・学校や地域等へ必要に応じて、防災無線や放送設備の設置と環境整備を行うこと。

3 防災意識啓発

行政の対応もさることながら、市民一人ひとりの防災意識及び知識の向上が必要不可欠である。そのために、市は、関係団体を含め平常時から実践的な防災訓練を徹底し、過去の災害事例の周知を図るよう求める。

- ・平常時から災害に対する備えを啓発し、そのための防災教育に努めること。
- ・広く市民が過去の災害を語り継ぎやすい環境をつくること。
- ・あらゆる災害に対応できる実践的な防災訓練を充実させ、定期的に開催するとともに参加率の向上に努めること。
- ・市民一人ひとりの危険を回避する能力を育み、災害対応能力を高めること。

4 地域での防災の取り組み

地域での防災の取り組みについては、そこに住む住民全てが情報や防災に関する知識を共有することが、災害発生直後の初動に大きく影響する。

よって、地域コミュニティの推進事業を進めながら、住民同士が災害時に助け合うことのできる環境を構築し、自助・共助を初めとした地域防災力の向上を図るよう求める。

- ・自主防災組織が機能する適正な規模にすること、若しくは組織の細分化を行うこと。
- ・防災訓練と地域の催事を併せて行うなど、地域コミュニティの推進事業と連携して行うこと。
- ・校区毎に防災マップを作成し、一次避難場所、指定避難所、危険地域、災害時市民開放井戸、防災倉庫等の記載をし、全戸配布など周知徹底を図り、防災訓練がより効果的になるよう活用すること。
- ・市の職員に「地域交流員」といった位置付けで辞令を交付する等、地域と行政の連絡役としての役割を担いつつ、地域の一員としての顔の見える職員としての関わりを持たせること。

5 要援護者対策

要援護者対策は、要援護者と支援者の関係構築が重要であり、地域における支援者は、行政との情報共有を図るなかで、要援護者との信頼関係を構築する必要がある。しかしながら、個人情報やプライバシーの問題が大きな障壁となっていることから、地方行政のみならず、国レベルでの法整備等を求めていく必要がある。

市として、支援者が援護できる環境を整えることを求める。

- ・個人情報保護法等の要援護者に関わる法の改正や制度の早期整備を国に求めていくこと。
- ・要援護者へ対応する民生委員、自治会長をはじめとする支援者への負担軽減策を講じると共に、地域にある企業へも支援協力を求めること。
- ・要援護者自らが災害を回避できる為の施策を講じること。
- ・災害発生時、援護を必要とする住民の意思表示が把握できるシステムを構築すること。

6 議会の役割

議会は、市民から「大分市の災害対策に監視機能を働かせ、その充実を図ること」「災害発生時に議会としての役割をしっかりと果たすこと」を求められている。

大分市議会は、市民の生命と財産を守るために、大分市議会防災会議を設置し、本市の災害対策について監視するとともに、災害発生時においては、大分市議会災害時対策会議を設置し、大分市災害対策本部と情報の共有を図るなかで、迅速な対応、復旧、復興に向け協力する。

- ・ 平常時から大分市議会防災会議を設置し、災害発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、議会の災害時の対策を協議、確認します。
また本市の防災対策について監視し、市長に提言します。
- ・ 災害発生時に大分市議会災害時対策会議を設置し、情報の収集や伝達を行う中で、議会として、市長に対し必要な対策、施策について提言することで、応急対策、復旧、復興に尽力します。
- ・ 平素から地域の災害に関する課題を把握し、必要に応じて関係機関に働きかけます。
- ・ 議員は、定期的な研修会等で防災に関する知識を習得し、地域防災のアドバイザーの役割を果たします。
- ・ 議員は、防災意識をもって、あらゆる機会を通じて、広く市民に対して防災意識の啓発を行います。

大分市議会議員政策研究会

会 長 阿 部 剛四郎

副会長 指 原 健 一

副会長 渡 部 義 美

運営委員 井手口 良 一

大久保 八 太

藤 沢 達 夫

推進千一ム

座 長 工 藤 哲 弘

副座長 篠 田 良 行

福 崎 智 幸

河 野 広 子

帆 秋 誠 悟

倉 掛 賢 裕

二 宮 博

仲 道 俊 寿

二 宮 純 一

荻 本 正 直

佐 藤 和 彦

